

国 民 体 育 大 会

開 催 基 準 要 項 細 則

(2020 年 12 月 10 日)



目 次

国民体育大会開催基準要項	1 頁
国民体育大会における実施競技について	15 頁
国民体育大会公開競技実施基準	23 頁
国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準	24 頁
国民体育大会開催基準要項細則	28 頁
国民体育大会施設基準	42 頁
国民体育大会実施競技及び参加人員	46 頁
国民体育大会ふるさと選手制度	50 頁
「一家転住等」に伴う特例措置	52 頁
JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置	53 頁
国民体育大会予選会免除に関する要領	55 頁
トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置	56 頁

[関連基準・規程等]

・ 文化プログラム実施基準	58 頁
・ 国民体育大会ユニフォーム規程	59 頁
・ 国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン	61 頁
・ 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	65 頁
・ 国民体育大会会長トロフィー授与規程	66 頁
・ 公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程	67 頁
・ 公益財団法人日本スポーツ協会標章規程	75 頁
・ 国民体育大会企業協賛に関するガイドライン	79 頁
・ 国民体育大会公開競技における企業協賛について	81 頁
・ 国民体育大会記録情報処理要項	82 頁
・ 大会参加得点の考え方について	84 頁
・ 国民体育大会における違反に対する処分に関する規程	86 頁
・ 国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準	93 頁

国民体育大会開催基準要項

1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)
- 2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)
- 3) 第 78 回大会以降の正式名称は、「国民スポーツ大会冬季大会」「国民スポーツ大会」へ変更する。

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

- 1) 冬季大会
第○回国民体育大会冬季大会○○競技会
- 2) 本大会
第○回国民体育大会○○競技会

(3) 第 78 回大会以降の略称、英語表記は次のとおりとする。

- 1) 略称は、「国スポ」(こくすぽ)とする。
- 2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

第 78 回大会以降の名称変更後も回数は継続するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
 - 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
 - 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）第1項の要領により開催することができる。
- (2) 大会の開催時期及び期間並びに会期
- 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。
 - ① 冬季大会：12月～2月末日
 - ② 本大会：9月中旬～10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで
 - 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。
 - ① 冬季大会：5日間以内
 - ② 本大会：11日間以内
 - 3) 大会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。
 - 4) 競技会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。
 - 5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。
- (3) 大会の実施競技及び参加人員
- 1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。
 - 2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。
- (4) 大会の会場地及び競技施設
- 1) 開催県内の市町村会場地の決定にあっては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。
 - 2) 大会の諸施設（公開競技を除く）は、別に細則第2項で定める施設基準による。
 - 3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。
- (5) 大会の文化プログラム
- 大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」（56頁）に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手（以下「参加選手団」という。）で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加

資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニフォーム規程」(57 頁)に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(59 頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15 頁)に基づき選定された競技を対象とし、4 年毎に見直すものとする。
- (2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。
- (3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第 4 項で定める。
- (4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第 3 項で定める。
- (5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(23 頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(24 頁)により実施することができる。

11 表彰

(1) 総合表彰

- 1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯を授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- 3) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 1 号で定める。

(2) 競技別表彰

- 1) 正式競技ごとに、男女総合成績第 1 位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- 3) 各種別及び種目の第 1 位から第 8 位までに、賞状を授与する。
- 4) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 2 号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(63 頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(64 頁)により授与する。

(4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は

個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
- (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育・スポーツ協会(以下「都道府県体協」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
- (2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。
- (3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。
- (4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。
- (4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。
- (2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定及び延期の対応

- (1) 国内において、大会開催時までに又は会期中に災害その他の事由が発生した場合は、

日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定する。

この場合、予定された会期において実施不可能な競技が 3 分の 2 程度に達した時は、予定された会期での開催を中止するものとする。

(2) (1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。

1) 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害)

2) 人為災害(火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害)

3) 特殊災害(テロ、化学物質の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害)

4) その他これに類する事象(感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む)

(3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。

1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況

2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況

3) 実施競技の 3 分の 2 以上で全国的に予選会(本要項第 18 項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。)の開催が困難な状況

(4) (3)に従い大会の開催を延期する場合においては、次に示す手続に従うものとする。

1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から 1 カ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。

2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。

3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。

① 冬季大会:開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年

② 本大会:開催地が決定している年又は 6)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年

4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。

5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ 1 年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。

6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは 1 回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。

7) 3)による延期開催については、当該大会につき 1 回限りとする。

(5) 延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第 7 項で定める。

17 大会の標章

(1) 大会の標章は、次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会マーク(図形)
 - 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
 - 6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
 - 7) 競技別シルエット(図形)
 - 8) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」(第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」)を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に関するマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(65頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(68頁)によるものとする。
- 1) 大会参加章
 - 2) 記念章
 - 3) 各種印刷物
 - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、
 - ④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
 - 4) 看板等
 - ①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
 - 5) ホームページ
 - 6) その他国体に係る製作物等

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
- 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第12項のブロック区分

によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。

- 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。
- (3) 災害その他の事由により、(1)又は(2)に定める大会の予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、大会開催時までに代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により大会出場者を選出するものとする。ただし、代替手段によって公平公正な選手選考が困難である場合は、その旨及びその理由について、日本スポーツ協会に対し、速やかに届け出るものとする。

19 大会参加章

- (1) 本要項第8項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日本スポーツ協会と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として60分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式　開会宣言

国旗掲揚

大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚

開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚

天皇杯・皇后杯返還

大会会長あいさつ

文部科学大臣あいさつ

天皇陛下お言葉

炬火点火

選手代表宣誓

総合閉会式 成績発表
表彰状授与
天皇杯・皇后杯授与
大会会長あいさつ
スポーツ庁長官あいさつ
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
国旗降納
炬火納火
国体旗引継
(第78回大会以降は、「国スポ旗引継」)
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
- (5) 競技会終了後の表彰式は細則第8項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

21 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
- (3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。
- (4) 第78回大会以降は、「国体旗」を「国スポ旗」という。

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長 文部科学大臣
会長 日本スポーツ協会会長
副会長 日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育(スポーツ)協会会长
顧問 日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会长・市議長会会长・町村議長会会长、開催県スポーツ推進審議会会长

参　　与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部長・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育(スポーツ)協会副会長・顧問・参与
委　員　長	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育(スポーツ)協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育(スポーツ)主管課長
委　員　員	日本スポーツ協会国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育(スポーツ)協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名　　誉　　会　　長	会場地市町村長
会　　長	全国を統轄する競技団体会長
副　会　長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育(スポーツ)協会会长、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧　　問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議會議長・教育長
参　　与	会場地市町村議會議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育(スポーツ)協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委　員　長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委　員　員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育(スポーツ)協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもつて構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただ

し、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

(2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。

- ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項

(3) 実行委員会には、事務局を設ける。

(4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。

- ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語）⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。

- ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項
- ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲
- ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。

27 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込むものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならぬ。

28 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。

- (2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。
- (3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をとっても、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第 10 項で定める。
- (3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。
 - 1) 本大会
 - ① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
 - ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
 - ③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。
 - 2) 冬季大会
 - 団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。
 - 3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。
- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

32 観察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会観察のため観察員を派遣することができる。
- (2) 観察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 観察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。
- (4) 観察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 観察員には、観察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。
ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿　　舎

- (1) 大会参加者及び観察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、 3.3 m^2 (2 収) 以上とする。
- (5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の 2 年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交　　通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記　　録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(82 頁)に基づき行うものとする。

38 報　　道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。
- (3) サンサーのある放送は、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

39 スポーツ推進事業への協力

- (1) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力をを行うものとする。
- (2) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

- (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化（国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上）と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」（79頁）に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」（79頁）に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第11項で定める。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、観察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力をを行うものとする。

44 協議

- (1) 本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

(2)本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

45 要項の改廃

本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

(1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。

(2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定

(3) 第 78 回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。

昭和 30 年	12 月	4 日第	1 次改定	平成 17 年	12 月	22 日第	28 次改定
昭和 32 年	10 月	25 日第	2 次改定	(10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用)			
昭和 37 年	3 月	1 日第	3 次改定	平成 18 年	3 月	9 日第	29 次改定
昭和 41 年	3 月	29 日第	4 次改定	(7 項(5)は第 63 回大会から適用)			
昭和 48 年	7 月	10 日第	5 次改定	平成 19 年	3 月	7 日第	30 次改定
昭和 51 年	6 月	2 日第	6 次改定	平成 19 年	7 月	1 日第	31 次改定
昭和 52 年	7 月	13 日第	7 次改定	平成 20 年	12 月	17 日第	32 次改定
昭和 54 年	5 月	9 日第	8 次改定	平成 22 年	3 月	17 日第	33 次改定
昭和 55 年	1 月	23 日第	9 次改定	(改定内容は第 70 回大会から適用)			
昭和 55 年	9 月	9 日第	10 次改定	平成 22 年	6 月	18 日第	34 次改定
昭和 58 年	12 月	7 日第	11 次改定	平成 22 年	12 月	16 日第	35 次改定
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)				(39 項は第 69 回本大会から適用)			
昭和 63 年	7 月	13 日第	12 次改定	平成 23 年	3 月	25 日第	36 次改定
昭和 63 年	8 月	24 日第	13 次改定	平成 23 年	4 月	1 日第	37 次改定
平成 元年	8 月	15 日第	14 次改定	平成 23 年	6 月	24 日第	38 次改定
平成 5 年	6 月	8 日第	15 次改定	平成 23 年	8 月	25 日第	39 次改定
平成 5 年	6 月	29 日第	16 次改定	平成 23 年	12 月	15 日第	40 次改定
平成 6 年	5 月	10 日第	17 次改定	平成 24 年	6 月	21 日第	41 次改定
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)				平成 24 年	12 月	20 日第	42 次改定
平成 6 年	7 月	5 日第	18 次改定	平成 25 年	3 月	7 日第	43 次改定
平成 10 年	6 月	17 日第	19 次改定	平成 25 年	6 月	21 日第	44 次改定
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)				平成 25 年	12 月	12 日第	45 次改定
平成 11 年	6 月	16 日第	20 次改定	平成 26 年	3 月	13 日第	46 次改定
平成 11 年	9 月	7 日第	21 次改定	平成 27 年	3 月	12 日第	47 次改定
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)				平成 27 年	12 月	10 日第	48 次改定
平成 13 年	1 月	6 日第	22 次改定	平成 29 年	3 月	8 日第	49 次改定
平成 13 年	3 月	14 日第	23 次改定	平成 29 年	4 月	3 日第	50 次改定
平成 14 年	7 月	2 日第	24 次改定	平成 29 年	8 月	25 日第	51 次改定
平成 15 年	4 月	25 日第	25 次改定	平成 30 年	4 月	1 日第	52 次改定
平成 15 年	8 月	19 日第	26 次改定	平成 30 年	8 月	30 日第	53 次改定
平成 17 年	6 月	16 日第	27 次改定	令和元年	6 月	13 日第	54 次改定
(改定内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する)				令和元年	12 月	12 日第	55 次改定
				(改定内容は第 75 回本大会から適用)			
				令和2年	12 月	10 日第	56 次改定

国民体育大会における実施競技について

国民体育大会（以下「国体」という。）の実施競技は以下に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すこととする。

I. 実施競技の区分

国体の実施競技の区分は以下のとおりとする。

1. 正式競技

以下の「今後の国民体育大会の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたつて顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を「正式競技」として実施する。

＜今後の国民体育大会の目的、性格について＞

■ 「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」（概要版）

21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

■ 「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）加盟競技団体の競技を対象とする。
- (2) 国体の志向性（競技志向）、性格（都道府県対抗）の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- (3) 対象競技は、後記II-1-(1)、II-2-(1)及びII-3-(1)に記載の「選定基準」（16頁、18頁、20頁）に基づき審査を行い、選定する。
- (4) 「正式競技」の区分は次のとおりとし、1大会あたり40競技を実施するものとする。
 - ・ 「毎年実施競技」：毎年実施する競技
 - ・ 「隔年実施競技」：隔年で実施する競技
 - ・ 「開催地選択競技」：隔年で実施する競技のうち、当該年に隔年実施の対象となっていない競技の中から開催都道府県が選択する競技

2. 公開競技

競技の普及及び国民へのスポーツ推進の観点（地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等）から、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」（23頁）により実施することができる。

- (1) 日本スポーツ協会加盟競技団体の競技のうち「正式競技」以外の競技で、実施競技選定時において「国民体育大会公開競技実施基準」（23頁）に定める要件を満たす競技を対象とする。
- (2) 実施対象競技団体が開催都道府県と協議の上、全国への競技の普及等を目的として実施することができる。
- (3) 天皇杯・皇后杯得点積算対象競技としない。
- (4) 開催及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

3. デモンストレーションスポーツ

開催都道府県体育（スポーツ）協会へ加盟または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」（24頁）により実施することができる。

4. その他

高等学校野球競技については、その取り扱いについて別途協議し、決定する。

II. 各大会の実施競技

1. 第 70 回大会（平成 27 年）～第 73 回大会（平成 30 年）【第 1 期実施競技選定】

（1）選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

② 47 都道府県に中央競技団体支部組織があり、47 都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国 47 都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国 47 都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する競技であること。

ア. オリンピック競技大会の実施競技・種目であること。

国民体育大会の競技選定时において、オリンピック競技大会で実施する競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。

ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

本項目に該当する競技については、国際的な普及として、次の条件のうち 4 つ以上を満たしていること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が 50 以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50 年）以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード〔旧 GAISF(国際競技団体連合)〕に加盟している団体の競技であること。

e) アジア競技大会で実施されている競技であること。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査（書面調査）」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分〔「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技、開催地選択競技）、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」〕を決定する。

① ※国内外における競技の位置付け

競技の位置付け	配点
ア. オリンピック競技大会で実施、もしくは実施が決定されている競技。	300 点
イ. わが国古来の伝統的な競技（武道）。	100 点
ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技。	100 点

※ 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況

項目	書面調査	ヒアリング	小計
項目 1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300 点	—	300 点
項目 2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200 点	—	200 点

項目		書面調査	ヒアリング	小計
項目 3	国民体育大会開催基準要項に定める全国9ブロックの単位または近隣地域で、予選会（都道府県予選及びブロック予選）が行える施設が整っていること。	100 点	—	100 点
項目 4	特にジュニア層の競技者を中心として、国民体育大会を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	100 点	200 点	300 点
項目 5	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の充実・発展について協力姿勢が認められること。	50 点	100 点	150 点
項目 6	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の安定的な運営について協力姿勢が認められること。	50 点	100 点	150 点
項目 7	ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	50 点	100 点	150 点
項目 8	監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	50 点	100 点	150 点
小 計		900 点	600 点	1,500 点

(2) 評価結果（実施競技の区分）

1) 正式競技 : 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計 37 競技

[本大会] 計 34 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計 4 競技

[本大会] 計 4 競技

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

[冬季大会] 該当競技なし

(C) 開催地選択競技

上記 (B) の競技のうち、当該年に隔年実施の対象外となった 2 競技の中から開催都道府県が 1 競技を選択して実施する。

2) 公開競技 : 計 4 競技

[本大会] 計 4 競技

綱引、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1) 正式競技」及び「2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」(24 頁)に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計 1 競技

[本大会] 計 1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

2. 第74回大会（平成31年）～第77回大会（平成34年）【第2期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 國際的に普及し、より競技性が高く、國際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技であること。

(A) 国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技であること。

(B) 國際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織(IF)が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織(IF)へ加盟している国・地域の統括組織(NF)数が50以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織(IF)が、半世紀(50年)以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード〔旧GAISF(国際競技団体連合)〕に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技(武道)であること。なお、本項に該当する日体協加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技】 相撲、弓道、剣道、銃剣道、なぎなた

※ 柔道は項目ア一(A)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

空手道は項目ア一(B)の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査(書面調査)」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育(スポーツ)協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」(毎年実施競技、隔年実施競技)、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」】を決定する。

① ※基礎的な配点

競技の位置付け		配点
ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技 (次の (A)、(B) のいずれかに該当する競技)		
(A) オリンピック競技大会での実施が決定している競技	300 点	
(B) 国際的に普及し、次の条件のうち 4つ以上を満たしている競技 a) 当該競技の国際的な組織 (IF) が結成されていること。 b) IF へ加盟している国・地域の統括組織 (NF) 数が 50 以上であること。 c) IF が半世紀 (50 年) 以上の歴史を有していること。 d) スポーツアコード (旧 GAISF) に加盟している団体の競技であること。 e) アジア競技大会での実施が決定している競技であること。	200 点	
イ. わが国古来の伝統的な競技 (武道)	100 点	
ウ. 上記ア及びイのいずれにも該当しない競技	100 点	

※ 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況に関する配点

項目	書面調査	ヒアリング	小計
項目 1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300 点	—	300 点
項目 2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200 点	—	200 点
項目 3 国民体育大会開催基準要項に定める全国 9 ブロックの単位または近隣地域で、予選会 (都道府県予選及びブロック予選) が行える施設が整っていること。但し、自然環境等の地理的条件に影響を受ける冬季競技は、別途考慮する。	100 点	—	100 点
項目 4 特にジュニア層の競技者を中心として、国体を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	150 点	150 点	300 点
項目 5 当該競技団体が、日体協と連携して国体の充実・発展及び安定的な運営を図ることについて協力姿勢が認められること。	100 点	100 点	200 点
項目 6 日体協が実施する協賛制度に協力が可能であること。	50 点	50 点	100 点
項目 7 ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 8 競技者の健康・安全管理に係る医学サポートを積極的に行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 9 監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 10 当該競技団体が、全国的な統括団体として対外的にも説明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなされていること。	75 点	75 点	150 点
小 計	1,200 点	600 点	1,800 点

(2) 評価結果 (実施競技の区分)

1) 正式競技 : 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計 39 競技

[本大会] 計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレー、ボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計 2 競技

[本大会] 計 2 競技

銃剣道、クレー射撃

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計 5 競技

[本大会] 計 5 競技

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1) 正式競技」及び「2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日本協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」（24 頁）に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計 1 競技

[本大会] 計 1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

3. 第 78 回大会（平成 35 年）～第 81 回大会（平成 38 年）【第 3 期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、実施競技選定时において、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日本協加盟競技団体の競技であること。

日本協に加盟している競技団体の競技であること（準加盟は「正式競技」として実施しない）。

② 47 都道府県に中央競技団体支部組織があり、47 都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国 47 都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国 47 都道府県支部組織が当該都道府県の体育（スポーツ）協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけとして、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の（A）、（B）のいずれかに該当する競技であること。

（A）国民体育大会の競技選定时において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技であること。

（B）国際的に普及し、次の条件のうち 4 つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が 50 以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50 年）以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード〔旧 GAISF（国際競技団体連合）〕に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定时において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の項目により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技）、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」、「特別競技」】を決定する。

② 評価項目

項目No.	大項目	中項目	配点
項目1	競技会の活性化	(1) 競技普及に向けた取り組み	130点
		(2) 国体へのトップアスリートの参加促進に向けた取り組み	
		(3) 競技会の広報活動	
		(4) 日体協の国体協賛制度や国体PR活動等への協力体制	
項目2	ジュニア世代（18歳以下）の充実	(1) ジュニア世代競技者を含めた（位置付けた）強化・育成・普及プランの策定状況	200点
		(2) ジュニア世代登録競技者数	
		(3) ジュニア世代競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(4) タレント発掘に向けた取り組み	
項目3	女子スポーツの推進	(1) 女子競技者を含めた（位置付けた）強化・育成・普及プランの策定状況	200点
		(2) 女子競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(3) 女性の競技者数・指導者数・審判員数	
		(4) 国体実施種目（参加人員）の男女比率	
項目4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況	120点
		(2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備	
		(3) 日本アンチ・ドーピング機構への加盟	
		(4) アンチ・ドーピング活動の実施状況	
項目5	競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数	150点
		(2) 各都道府県における競技役員（審判員以外）の確保状況	
		(3) 指導者・審判員等の養成計画および実施状況	
		(4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力	
		(5) 各都道府県における施設整備状況	
項目6	競技団体のガバナンス	(1) 暴力根絶、セクハラ・パワハラ防止、受動喫煙防止等の取り組み	200点
		(2) 財務状況	
		(3) 役員紛争、不正経理、八百長防止等の取り組み	
		(4) 選手選考の適正化に向けた取り組み	
		(5) 外部からの意見等の反映	
		(6) 人材育成	
		(7) スポーツ仲裁を利用した紛争解決を行うことの意思表示	
合計			1,000点

（2） 評価結果（実施競技の区分）

1) 正式競技：計 41 競技

（A）毎年実施競技：計 39 競技

[本大会] 計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計 2 競技

[本大会] 計 2 競技

ボクシング、クレー射撃

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計 7 競技

[本大会] 計 7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、
バウンドテニス、エアロビック

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日本スポーツ協会加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計 1 競技

[本大会] 計 1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ推進を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の加盟競技団体の競技であること（準加盟は「公開競技」として実施しない）。
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24 以上の都道府県において、当該都道府県体育(スポーツ)協会へ加盟していること。

2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模とする。

ただし、参加人員は 600 人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

3. 実施時期

当該大会開催年度の 4 月 1 日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催都道府県と当該競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技の開催に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期（4 日間を上限とする）
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

5. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地の内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、当該開催県が日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 会場地、会場
- (3) 参加人員
- (4) その他特に必要とする事項

6. 企業協賛

別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」（81 頁）に基づき実施することができる。

7. その他

- (1) 総合表彰の積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
- (4) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。

（附 則）

本基準は、平成 20 年 11 月 12 日に制定し、第 70 回大会より施行する。

本基準は、平成 24 年 8 月 29 日に改定し、第 70 回大会より施行する。

本基準は、平成 27 年 12 月 10 日に改定し、施行する。

本基準は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、施行する。

国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準

地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に、次の条件の範囲において、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「デモンストレーションスポーツ」として実施することができる。

1. 実施対象

原則として、開催地都道府県体育(スポーツ)協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ推進のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育(スポーツ)協会の推薦するものとする。

なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

2. 運営について

開催地都道府県競技団体が主管する。

3. 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。

4. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地決定時とし、次の事項を記載した実施申請書を公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 実施する理由
- (3) 会場地、会場
- (4) 参加人員
- (5) 参加資格
- (6) 実施方法
- (7) その他特に必要とする事項

5. 実施時期

原則として、当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と開催地都道府県競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

6. その他

- (1) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。
- (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則に準じる。

〈附 則〉

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成23年8月25日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年12月20日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

本基準は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

本基準は、令和2年9月10日に改定し、施行する。

国民体育大会における実施競技区分の概念図

競技区分	所 属	競技形式	会 期	成 績
正式競技 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 天皇杯・皇后杯 成績対象競技 </div>	每年実施競技 隔年実施競技 開催地選択競技 <small>※第74回～第81回 大会は休止</small>	日本スポーツ協会 加盟 (準加盟除く)	都道府県対抗	大会会期内
公開競技		中央競技団体の 考え方による		天皇杯・皇后杯 成績対象
デモンストレーションスポーツ	開催都道府県 体協加盟・認定	開催県の 考え方による	大会会期前・内	天皇杯・皇后杯 成績対象外

[補足]

- 各大会における「正式競技」は、「毎年実施競技」と、「隔年実施競技」のうち当該大会において実施した競技、並びに「開催地選択競技」とする。
- 高等学校野球競技については、第70回～第81回大会においては「特別競技」とする。

参 考

国民体育大会実施競技の分類

項目	正式競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
実施の主体	日本スポーツ協会、文科省、開催県	当該中央団体	開催県
性格・位置づけ	「今後の国体像について」に示した方向性に合致するとともに、我が国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技とする。	正式競技以外の競技とし、国民へのスポーツ推進の観点（地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等）から、実施することができる。	従前実施されていた「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」に準じて実施するものとする。
競技形式	都道府県対抗	当該中央団体の考え方による	当該開催県及び県団体の考え方による
総合成績	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象競技とする。	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象としない。	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象としない。
実施規模等	本大会（37 競技）及び冬季大会（3 競技）合わせて 40 競技とする。	当該中央団体と開催県が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 参加人員及び施設基準については、特に定めない。	当該開催県と県団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。
競技会会期	(1) 開催県は当該中央団体と調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 (2) 実施時期については、大会会期内を原則とする。 (3) 開催県の施設状況等により、競技会の会期内での開催が困難な場合は、会期前に実施することができる。但し、その競技数は3 競技程度とする。	(1) 実施時期については、大会開催年度4月1日以降大会会期内までに開催することとし、当該実施中央団体と開催県と調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 (2) 競技会の会期は4日間を上限とする。 (3) 正式競技に支障のない範囲で実施することとする。	(1) 実施時期については、大会開催年度4月1日以降大会会期内で開催することとし、当該開催県と県団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 (2) 正式競技に支障のない範囲で実施することとする。
会場地	開催基準要項第7項第4号による。	開催県内において実施する。	開催県内において実施する。
実施競技・種目	(1) 日本スポーツ協会に加盟している中央団体の競技とする。 (2) 実施競技は次の競技とし、1大会あたり40 競技とする。 「毎年実施競技」／「隔年実施競技」／「開催地選択競技」	(1) 日本スポーツ協会に加盟している中央団体の競技とする。（準加盟は対象としない） 但し、当該中央団体は、全国の県体協に加盟している支部組織を、24以上有していること。 (2) 正式競技に選定された中央団体の競技・種目は除く。	(1) 開催県体協に加盟又は認定されている県団体の競技とする。
参加者の範囲	ブロック又は都道府県代表者（チーム）とする。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	参加者は開催県内の在住者とする。
予選会	県体協及び県団体の責任の下で予選会を実施し、ブロックまたは都道府県代表者（チーム）を選出する。	出場者（チーム）を選出するために予選会を実施する場合は、当該中央団体の責任の下で実施する。	出場者（チーム）を選出するために予選会を実施する場合は、開催県及び当該県団体の責任の下で実施する。
参加資格	原則として、開催基準要項並びに同細則に基づくものとするが、中央団体が参加資格を別途付加する場合がある。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	当該開催県団体が定めた要項によるものとする。
開催経費の負担	開催県（負担金）、文科省（補助金）、日本スポーツ協会（補助金）	当該中央団体（自己財源）	当該開催県又は県団体等（自己財源）
参加負担金・参加料	開催基準要項に基づき日本スポーツ協会が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該中央団体が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該開催県又は県団体が徴収する。
企業協賛	日本スポーツ協会と開催県で調整のうえ実施する。	当該中央団体は日本スポーツ協会の承認を得て実施することができる。	日本スポーツ協会と開催県で調整のうえ実施する。

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

国民体育大会委員会：国体委員会／文部科学省：文科省／中央競技団体：中央団体

開催都道府県：開催県／都道府県体育（スポーツ）協会：県体協／都道府県競技団体：県団体

国民体育大会実施競技の分類

項目	正式競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
実施までの手続き	<ul style="list-style-type: none"> (1)「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、当該大会の7年前までに「毎年実施競技」及び「隔年実施競技」が選定される。 (2)日本スポーツ協会、開催県並びに当該中央団体で、実施内容について協議する。 (3)開催県は、開催内定時(5年前)に、実施競技名(「開催地選択競技」)を明記した開催申請書を日本スポーツ協会に提出する。 (4)開催申請書について、国体委員会の審議を経て、文科省と協議する。 (5)日本スポーツ協会理事会にて決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)実施中央団体は開催県と実施内容(規模含む)等について、協議する。 (2)開催県において実施態度を決定する。 (3)日本スポーツ協会と開催県は実施競技について協議する。 (4)開催県は、開催内定時(5年前)までに、実施競技名を明記した必要書類等を日本スポーツ協会に提出する。 (5)国体委員会で審議、決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)実施希望開催県団体と開催県で協議する。 (2)開催県において実施態度を決定する。 (3)開催決定時(3年前)までに必要書類等を作成し、日本スポーツ協会に提出する。 (4)国体委員会で審議、決定する。
その他	<p>[実施競技の見直し]</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)正式競技を実施する中央団体は、別に定める様式により報告書を日本スポーツ協会に提出しなければならない。 (2)日本スポーツ協会は提出された報告書を精査し、「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、4年ごとに次の区分で見直す。 <ul style="list-style-type: none"> ・「毎年実施競技」又は「隔年実施競技」として選定する ・正式競技から外れる <p>※「正式競技」から外れた競技は、「公開競技」として実施することができる。</p> <p>※「隔年実施競技」として選定された競技は、「公開競技」として実施することはできない。</p>	<p>[競技会実施の条件]</p> <p>公開競技を実施するにあたっては、次のことを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)競技会の準備並びに運営(競技用具の確保、宿舎の手配、参加受付等、その他全般)について、当該中央団体が経費負担を含め主導的に行う。 (2)開催県は、競技会場の貸与について協力するものとする。 (3)参加料、参加者旅費など当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。 	

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

国民体育大会委員会：国体委員会 / 文部科学省：文科省 / 中央競技団体：中央団体
開催都道府県：開催県 / 都道府県体育(スポーツ)協会：県体協 / 都道府県競技団体：県団体

国民体育大会開催基準要項細則

1 国民体育大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場地の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準:42頁参照)

3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii) - ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならぬ。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

[注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iii) ふるさと選手(50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)

[注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(ii) 少年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

iii) 一家転住に係る者(51 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)

[注] i)から iii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)

④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。

⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(i) 本則第 18 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(53 頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁)に基づき予選会への参加が免除となつた者については、この限りではない。

(ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

⑧ 上記のほか、監督については、大会開催年の 4 月 1 日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の 10 月 1 日以前から本大会終了時まで)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ 1~4、教師、上級教師)を保有している者とする。

2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、14 歳(中学 3 年生)とする。

① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、18 歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 勤務地

(iii) ふるさと(50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、15 歳以上 18 歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地

(iii) 勤務地

(iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(52 頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の 4 月 30 日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならぬ(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

(a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁)の対象者

[少年種別]

(a) 一家転住に係る者(51 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)

(b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁)の対象者

(2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
 - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
 - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

4 本則第 10 項第 3 号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第 70 回大会から第 73 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(37 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(4 競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

- 3) デモンストレーションスポーツ
開催県が希望する競技
- 4) 特別競技
[本大会]
高等学校野球
- (2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。
- 1) 正式競技(41 競技)
① 毎年実施競技(39 競技)
[本大会]
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
- [冬季大会]
スキー、スケート、アイスホッケー
- ② 隔年実施競技(2 競技)
[本大会]
銃剣道、クレー射撃
- 2) 公開競技(5 競技)
[本大会]
綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ
- 3) デモンストレーションスポーツ
開催県が希望する競技
- 4) 特別競技
[本大会]
高等学校野球
- (3) 第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技は次のとおり。
- 1) 正式競技(41 競技)
① 每年実施競技(39 競技)
[本大会]
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
- [冬季大会]
スキー、スケート、アイスホッケー
- ② 隔年実施競技(2 競技)
[本大会]
ボクシング、クレー射撃
- 2) 公開競技(7 競技)
[本大会]
綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック
- 3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(4) 正式競技及び特別競技の参加人員は46頁に示すとおり。

5 本則第11項第1号の3及び第2号の4(総合成績決定方法)

(1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法

- 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第1位から第8位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。
- 3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第1位から第8位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の2種類とし、第1位から第8位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	——	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2) 参加得点(84頁)

参加得点は10点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
- ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関する競技順位等の取り扱い「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(86頁)によるものとする。

6 本則第13項第3号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 要 望 書

公益財団法人日本スポーツ協会会長 殿
文 部 科 学 大 臣 殿

令和〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成30年法律第56号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたたく、ここに要望します。

年 月 日

都道府県体育・スポーツ協会会長名	印
都道府県知事名	印
都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書
- 2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第12項第2号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第16項第5号(延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応)

(1) 総合成績の取扱い

本則第16項(1)において、大会(本大会及び冬季大会)を中止した場合、既に終了した競技会の成績については確定するものとし、本大会を中止した場合の男女総合成績(天皇杯)及び女子総合成績(皇后杯)の順位については、空位とし、確定しないものとする。

(2) 参加資格の対応

1)当該大会の取扱い

当該大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)については、予選会実施の有無にかかわらず「不参加」として取扱うものとする。

2)ふるさと選手制度

当該大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、次の通りとする。

①当該大会の次回大会に参加する選手は、当該大会の前回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除(ふるさと選手制度1回の利用について、2年以上連續で使用した者は、次回大会に2大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。)を適用可とする。

②当該大会の次々回大会に参加する選手は、特例として当該大会の次回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除を適用可とする。

8 本則第14項第3号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様 式

開 催 申 請 書

公益財団法人日本スポーツ協会会長 殿
文 部 科 学 大 臣 殿

令和〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成30年法律第56号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。

年 月 日

都道府県体育・スポーツ協会会長名	印
都道府県知事名	印
都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。

年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約30分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1人 3.3 m^2 (2畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

9 本則第20項第5号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会长閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

10 本則第26項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

- 1) 総則
 - ① 開催の趣旨
 - ② 実施競技
 - ③ 会期及び会場
 - ④ 競技方法
 - ⑤ 参加資格
 - ⑥ 表彰の方法
 - ⑦ 参加申込方法
 - ⑧ 宿泊申込方法
 - ⑨ 参加上の注意
 - ⑩ その他必要な事項
 - 2) 大会日程と会場一覧表
 - 3) 各競技実施要項
 - 4) 天皇杯・皇后杯授与規程
 - 5) 大会会長トロフィー授与規程
 - 6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表
 - 7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表
 - 8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表
 - 9) その他必要な事項
- (2) 各競技別実施要項
 - 1) 期日
 - 2) 会場
 - 3) 種別(種目)及び参加人員
 - 4) 競技上の規程及び方法
 - 5) 予選方法
 - 6) 参加資格等
 - 7) 成績採点方法
 - 8) 表彰の方法
 - 9) 参加申込方法
 - 10) 参加上の注意
 - 11) その他

11 本則第30項第2号(プログラムに記載する内容)

- (1) 総合プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。
 - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
 - 2) 大会役員
 - 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
 - 4) 参加人員一覧表
 - 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
 - 6) 各競技の日程及び組合せ
 - 7) その他必要な事項
- (2) 競技別プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。
 - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
 - 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
 - 3) 大会役員
 - 4) 競技会役員
 - 5) 競技役員、係員及び補助員
 - 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
 - 7) 大会会長トロフィー授与規程
 - 8) 表彰式次第
 - 9) 会場図

- 10) 競技日程
 - 11) 競技の見方
 - 12) 組合せ
 - 13) 都道府県別参加人員
 - 14) その他必要な事項
- (注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

12 本則第42項第1号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日本スポーツ協会に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日本スポーツ協会が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日本スポーツ協会が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。

〈附 則〉

- (1) 本細則は、昭和58年12月7日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和63年1月1日から施行する。
 - 3-(1) ①オ(ア)
 - 3-(1) ②ウ“大学を除く”
 - 5-(1) ①②
- (2) 本細則の下記については、昭和62年12月10日改定し、昭和63年1月1日から施行する。
 - 4、7-(1)(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第4項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年12月6日改定し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成2年5月16日改定し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成3年12月2日改定し、施行する。
 - 4の成年2部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成4年1月31日改定し、平成4年4月1日から施行する。
 - 4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成5年6月8日改定し、施行する。
 - 6-(2)-⑤(予定会場ごとの宿泊可能数調査書)
- (8) 本細則の下記については、平成5年6月29日新設し、施行する。
 - 11-(1) (国民スポーツ振興事業)
- (9) 本細則附則(1)については、平成7年6月21日改定し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成8年1月9日改定し、以下により施行する。
 - 第2項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。
 - 第3項(1)(2)のエ()書きは、平成8年1月9日より施行する。
 - 第4項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。
- (11) 本細則の下記については、平成8年4月26日改定し、以下により施行する。
 - 第4項のライフル射撃競技種別の種目については、第55回大会より施行する。
 - 同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第52回大会より施行する。
- (12) 本細則の下記については、平成8年6月11日新設し、第54回大会より施行する。
 - 第2項及び第4項のゴルフ競技に関わる項目の新設。
- (13) 本細則附則(1)については、平成9年1月14日に改定し、第52回夏季大会より施行する。

- (14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。
第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。
第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。
第 3 項(1)①オの成年 2 部に関わる項目については、第 54 回大会より施行する。
- (15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改定し、第 54 回大会より施行する。
第4項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。
- (16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改定し、施行する。
- (17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大会より施行する。
- (18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改定し、以下により施行する。
第 4 項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、それぞれ施行する。
- (19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。
第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。
第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。
- (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。
- (24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。
第 2 項の前文及び第 4 項のボウリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より施行する。
第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点の施行時期については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。
第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第 23 項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。
- (25) 本細則第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点については、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。(平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員会にて決定)
- (26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。
第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。
第 6 項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。
- (27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改定し、第 58 回大会より施行する。
- (28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4 については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。
- (29) 本細則第 3 項(1)①ウの参加資格については、平成 14 年 12 月 24 日改定し、第 58 回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、第 60 回大会より施行する。
- (31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、施行する。
- (32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。
- (33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改定し、第 59 回大会より施行する。

行する。

- (34) 本細則第3項(1)①オ(イ)については、平成15年12月19日新設し、第59回大会より施行する。
- (35) 本細則第3項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (36) 本細則第3項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (37) 本細則第3項(1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成16年6月18日に改定し、第60回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成17年6月16日に改定し、第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第60回夏季大会より適用する。
- ・ 「第5項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
 - ・ 「第10項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第4項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種がFJ級からセーリングスピリット級に変更となることに伴い、平成17年12月22日改定し、第62回大会より施行する。
- (40) 本細則第4項(各競技の参加人員)については、平成15年3月25日策定の「国体改革2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・ スケート競技については、第60回大会より施行する。
 - ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第61回大会より施行する。
 - ・ その他の競技については、第63回大会より施行する。
 - ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第64回大会より休止する。
 - ・ バレーボール競技成年男女種別9人制については、第66回大会より廃止する。
- (41) 本細則第2項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第63回大会より改定し施行する。
- ・ スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、セーリング競技、ウェイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技
- (42) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成17年8月11日改定し、第63回大会より施行する。
- (43) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。
- (44) 本細則第4項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。
- (45) 本細則第2項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (46) 本細則第3項第1号-1)-(iv)「單一大学又は實質的に單一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革2003における参加制限撤廃等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より削除する。
- (47) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (48) 本細則第3項第1号-1)-(v)及び第5項第3号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成19年7月1日改定し、施行する。
- (49) 本細則第4項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (50) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成19年

8月29日改定し、第63回大会より施行する。

- (51) 本細則第4項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (52) 本細則第4項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成19年12月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (53) 本細則第4項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成20年3月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (54) 本細則第5項第3号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成19年3月7日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成20年4月25日)、施行する。
- (55) 本細則第3項第1号-1)-③-(ii)-iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成20年4月25日改定し、施行する。
- (56) 本細則第4項別表[国民体育大会実施競技及び参加人員]補足4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成20年12月17日改定、削除する。
- (57) 本細則第10項第4号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となつたことから新たに明記し、平成20年12月17日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月20日)より施行する。
- (58) 本細則第2項のカヌー競技施設基準及び第4項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成20年3月18日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月1日)より施行する。
- (59) 本細則第2項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成21年6月19日改定し、施行する。
- (60) 本細則第3項第1号-1)については、平成21年8月26日改定し、第65回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第3項第1号-1)-③及び同2)については、「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (62) 本細則第4項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成21年12月16日新設し、第70回大会より施行する。
第2項及び第4項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第1項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第65回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成22年3月17日改定し、適用する。
- (65) 本細則第4項(各季大会の実施競技)については、平成22年3月17日改定(「国民体育大会における実施競技について(平成20年8月27日制定)」)し、第70回大会より施行する。
- (66) 本細則第1項第1号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成22年6月18日改定し、第66回大会より適用する。
- (67) 本細則第4項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成22年12月16日改定し、第66回大会より施行する。
- (68) 本細則第2項のサッカー競技施設基準については、平成23年3月25日改定し、第66回大会より施行する。
- (69) 本細則第4項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成23年3月25日改定し、第68回大会より施行する。

- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。
- (71) 本細則第 3 項第 1 号-1)の①-(iii)-ii)及び②、⑦-(i)、本細則第 3 項第 1 号-2)-[注]、本細則第 3 項第 2 号-1)、本細則第 10 項については、平成 23 年 8 月 25 日改定し、施行する。本細則第 3 項第 1 号-1)の⑧については、平成 23 年 8 月 25 日新設し、第 68 回大会より施行する。
- (72) 本細則第 2 項のウェイトリフティング競技施設基準については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (73) 本細則第 4 項のウェイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (74) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 67 回大会より施行する。
- (75) 本細則第 4 項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 5 月 17 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (76) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①-(ii)-ii)及び(iii)、2)-[注]については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (77) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (78) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①及び⑦-(i)、2)、2)-②、2)-[注]については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、施行する。
- (79) 本細則第 4 項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (80) 本細則第 4 項の体操競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (81) 本細則第 4 項のセーリング競技の実施種目については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (82) 本細則第 2 項の自転車競技施設基準については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (83) 本細則第 4 項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (84) 本細則第 2 項の柔道競技施設基準については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (85) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (86) 本細則第 2 項のトライアスロン競技施設基準については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 71 回大会より施行する。
- (87) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 69 回大会及び第 70 回大会より施行する。
- (88) 本細則第 4 項の第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (89) 本細則第 2 項のスキー競技施設基準については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (90) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (91) 本細則第 3 項(1)③及び④については、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、第 70 回本大会より施行する。
- (92) 本細則第 5 項第 3 号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015 年 1 月 1 日版) の発効に伴い、

平成 27 年 3 月 12 日改定し、施行する。

- (93) 本細則第 4 項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 6 月 11 日改定し、第 72 回大会より施行する。
- (94) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 12 月 10 日改定し、第 71 回大会より施行する。
- (95) 本細則第 6 項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成 27 年 12 月 10 日に新設し、施行する。
- (96) 本細則第 4 項の第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技については、平成 29 年 3 月 8 日改定し、第 78 回大会より施行する。
- (97) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、施行する。
- (98) 本細則第 4 項の山岳競技名称については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (99) 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会の名称変更に伴い、平成 30 年 4 月 1 日改定し、施行する。
- (100) 本細則は、平成 35 年 1 月 1 日からの国民スポーツ大会への名称変更に伴い、平成 30 年 8 月 30 日改定し、施行する。
- (101) 本細則第 2 項のレスリング競技施設基準については、平成 30 年 8 月 30 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (102) 本細則は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、平成 31 年 4 月 1 日改定し、施行する。
- (103) 本細則第 9 項(1)については、令和元年 6 月 13 日改定し、施行する。
- (104) 本細則第 7 項については、令和 2 年 12 月 10 日に制定し、施行する(第 8 項以降の項番号を繰り下げる)。

國民体育大会施設基準

【国民体育大会冬季大会】

競 技	基 準	摘 要
スキー	ジャンプ台ヒルサイズは80m以上1、クロスカントリーコース男子15km(周回でもよい)、女子5km各1、ジャイアントスラロームコース1又は2	原則として2会場とし、開催地の都合で3会場に分かれてもよい。 ジャンプ台について、ヒルサイズが80mに満たない場合は全日本スキー連盟において協議する。L点角度については、ヒルサイズ85m以上は31度以上とし、ヒルサイズ85m未満の場合は全日本スキー連盟において協議する。
スケート	スピードスケートリンク1周400m1、屋内フィギュアスケートリンク1面	2会場地に分かれてもよい。
アイスホッケー	アイスホッケーリンク3面 (うち屋内2面、豪雪対策用1面)	2会場地以上に分かれてもよい。 開催地で対応できない場合は近接県又はブロック内の施設で行うことができる。

【国民体育大会】

競 技	基 準	摘 要
総合開・閉会式	式典会場は、観覧席が仮設スタンドを含み、約3万人を収容できる施設 屋外の式典会場の場合は、雨天対策用として体育館1	
陸上競技	日本陸上競技連盟公認の1種競技場1	1周400mのサブトラック1、投げ練習場1
水泳	日本水泳連盟公認のプール 1. 競泳用50mプール1(隣接して25m補助プール1) 2. 飛込、アーティスティックスイミング用プール1 (飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。) 3. 水球用プール1	左記1、2、3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。
サッカー	規定の競技場芝生7面以上	2会場地以上に分かれてもよい。 原則、天然芝とするが、全3面までJFA公認人工芝ピッチの使用を可能とする。
テニス	規定のコート20面	2会場地に分かれる際は24面とする。
ボート	1,000mの5コースを有する水路1、艇庫1(仮設でもよい。) 回漕用として1コース程度を付設する水路	
ホッケー	規定の競技場2面	
ボクシング	規定のリング2面を設置することができる体育館1 (床面積:縦40m以上×横35m以上) 検診、計量会場、医療室、グロービング室、選手練習場などの付帯施設	
バレーボール	規定の屋内コート8面	2会場地以上に分かれてもよい。体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
体操	規定の各器具を設置することができる体育館1	2会場地に分かれてもよい。

競 技	基 準	摘 要
バスケットボール	規定の屋内コート 10 面	近接であれば 2 会場地以上に分かれてもよい。
レスリング	規定のマット 4 面を設置することができる体育館 1	
セーリング	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1 (2 海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟 (仮設でもよい)	
ウェイトリフティング	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会場は下記のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①規定のプラットホーム 1 面を設置することができる施設 1 ②規定のプラットホーム 2 面を設置することができる施設 1 ③規定のプラットホーム 1 面を設置することができる施設 2 ・ウォーミングアップ場を各施設に 1 (8 セット以上のバーベルとプラットホーム) ・練習会場 1 (10 セット以上のバーベルと練習用プラットホーム) 	<p>③の場合は両施設が近接していることが望ましい。 競技日程は、競技会場が①の場合は 5 日間、②あるいは③の場合は 3 日間とする。</p>
ハンドボール	規定の屋内競技場 6 面	2 会場地に分かれてもよい。体育館の天井の高さは 10m 以上が望ましいが、7m 以上あればよい。
自転車	規定の競技場 1、 規定のロードレースコース (1 周の周長が少なくとも 10 km 以上であり、10~15 km を原則とする周回ロードコース)	
ソフトテニス	規定のコート 16 面	2 会場地に分かれてもよい。
卓球	規定のコート 12 面 (予備コート 2 面を含む) を設置することができる体育館 1	2 会場地に分離して開催する場合は、各体育館に規定のコート 8 面を設置する。
軟式野球	規定の野球場 5 面	2 会場地以上に分かれてもよい。 2 会場地以上に分かれる場合は 6 面とする。
相撲	規定の競技場 1	
馬術	障害馬術競技場 1 面 70m×50m(楕円形でも可)、別途ダービーコースを隣接する。 障害練習場 2 面 (うち 1 面は競技場隣接) 馬場馬術競技場 1 面 90m×50m 馬場馬術練習場 2 面 (うち 1 面は隣接) 駐舍 227 馬房 (1 馬房 3m×3m) 隔離厩舎 2 馬房 (1 馬房 4m×4m) ホースマネージャー宿舎 47 名収容 (各県 1 名男女別)	各施設は仮設並びにリースでもよい。
フェンシング	規定のピスト 8 面を設置することができる体育館 1	開催時期により空調施設を有することが望ましい。
柔道	規定の競技場 3 面を有する柔道場又は体育館 1 試合会場に隣接した練習場 1 (150 畝程度)	試合場は原則として床面に直接畳を設置する。ただし、床面が固く、弾力が無い場合はかさ上げをするなど、選手の安全を考慮して設置する。
ソフトボール	規定の競技場 8 面	2 会場地以上に分かれてもよい。

競 技	基 準	摘 要
バドミントン	規定のコート 8 面を有する体育館 1	2 会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは 12m 以上あればよい。
弓道	規定の弓道場 1、遠的競技場 1(仮設でもよい。)	
ライフル射撃	規定のライフル射撃場(エア・ライフル 26 射座 1、スマールボア・ライフル 24 射座 1、ピストル 18 射座 1、光線銃 13 射座の体育館 1)	2 会場地以上に分かれてもよい。 エア・ライフル、スマールボア・ライフルとも電子標的装置とすることが望ましい。
剣道	規定の競技場 2 面を有する剣道場又は体育館 1	
ラグビーフットボール	規定の競技場 3 面(うち芝生の競技場 2 面)	2 会場地に分かれてもよい。
スポーツクライミング	日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	高さ 12m 以上(ルート長さ 15m 以上) 幅 3m 以上のリード施設 2 面、 高さ 5m、面積 60 m ² のボルダリング施設 2 基。 1 会場で実施
カヌー	1. カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅 101m 以上を有する 500m 以上のコース 1、艇庫 1 (艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。) 2. カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター 日本カヌー連盟が適当と認める河川 1、艇庫 1 (艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。)	2 会場地以上に分かれてもよい。
アーチェリー	70m の射程距離を有する施設 1	
空手道	規定の競技場 4 面を有する空手道場又は体育館 1	
銃剣道	規定の競技場 2 面を有する体育館 1	
クレー射撃	規定の射場トラップ 1 面、スキート 1 面	
なぎなた	規定のコート 2 面を有する体育館又は武道館 1	
ボウリング	JBC 公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。 ・1 会場で 40 以上のレーンを有する場合は、競技日数は 5 日間以内とする。 ・1 会場で 34~38 のレーンを有する場合は、競技日数は 6 日間以内とする。 ・2 会場で、それぞれ 32 以下のレーンを有する場合は、競技日数は 5 日間以内とする。	2 会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC 認証ピンであること。
ゴルフ	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた 54 ホール(3 コース)の施設を有する競技場	2 会場地以上に分かれてもよい。
トライアスロン	規定のコース(スイム 1.5km、バイク 40km、ラン 10km)	スプリントディスタンス(スイム 0.75 km、バイク 20 km、ラン 5 km)でも可能とする。

【特別競技】

競 技	基 準	摘 要
高等学校野球	規定の野球場 3 面	2 会場地に分かれてもよい。

【「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」に基づく実施競技】

競 技	基 準	摘 要
水泳 (オープンウォータースイミング)	規定のコース (5 km)	
バレーボール (ビーチバレーボール)	規定のコート 4 面、練習コート 1 面 (男女共有)	2 会場に分かれてもよい。 プレイゾーン上空は、ネットの上端から 10 m 以内に障害物がないこと。
体操 (トランポリン)	規定のトランポリン器具や安全マットなどが設置できる体育館 1	天井高は 10 m 以上が望ましい。 トランポリン器具周辺の安全マットの厚さの基準は 20 cm とする。

(注) 1. 「規定」とは、各競技団体の定める規定をいう。

国民体育大会実施競技及び参加人員

[国民体育大会冬季大会]

競 技	種別・種目	参加人員						備 考	
		内訳		小計		合計			
		監督	選手	県数	監督	選手			
スキー	成年男子	3	40 以内	47	1県 75 以内	1,660 以内	1,660名を超えるときは全日本スキー連盟が調整する。		
	成年女子		32 以内						
	少年男子								
	少年女子								
スケート	成年男子	12 以内	30 以内	47	1県 66 以内	858 以内	858名を超えるときは日本スケート連盟が調整する。		
	成年女子		24 以内						
	少年男子								
	少年女子								
アイスホッケー	成年男子	1	16	26	26	416	663		
	少年男子		16	13	13	208			
合計(名)						3,181			

[国民体育大会]

競 技	種別・種目	参加人員						備 考	
		内訳		小計		合計			
		監督	選手	県数	監督	選手			
陸上競技	成年男子	2	29 以内 (男子19名以内、女子19名以内)	47	1,457 以内	1,457 以内	監督、選手の兼任は1名とし、その場合は参加選手を30名とすることができる。		
	少年男子								
	成年女子								
	少年女子								
水泳	競泳	2	42 以内 (男子24名以内、女子23名以内)	47	1,224 以内		競泳と飛込の選手数は、予備エントリー人數に基づき日本水泳連盟が調整する。 成年選手は監督を兼任することができる。		
	飛込		成年男子						
			成年女子	1	4	47			
			少年男子						
			少年女子						
	アーティスティックスイミング	少年女子	1	2	20	20	40		
	水球	少年男子	1	11	16	16	176		
		女子	1	11	12	12	132		
サッカー	オーブンウォータースイミング	男子	1	1	47	47	47	成年選手は監督を兼任することができる。	
	成年男子		1	15	16	16	240		
	女子		1	15	16	16	240		
テニス	少年男子		1	16	24	24	384	成年男子及び女子の監督は選手を兼ねることができる。	
	成年男子	2	2	32	94	64	監督は参加申込みの際に担当種別を入力しなければならない。 選手と監督の兼任はできない。 2会場開催の際、3種別以上参加の都道府県は、監督を両会場に1名ずつ配置しなければならない。		
	成年女子		2	32		64			
	少年男子		2	47		94			
ボート	少年女子		2	47		94			
	成年男子	1~6	6	20	142	234	各都道府県の監督数は、ブロック大会の結果により、※印の種目に参加する数と同数とする(1~6名)。 選手と監督の兼任はできない。		
	ダブルスカル ※		2	47		64			
	シングルスカル		1	20		64			
	成年女子		6	20		170			
	ダブルスカル		2	15		180			
	シングルスカル		1	20		170			
	少年男子		6	20					
	ダブルスカル ※		2	20					
	シングルスカル		1	20					
	少年女子		6	20					
	ダブルスカル ※		2	15					
	シングルスカル		1	20					
ホッケー	成年男子		1	13	10	10	130	成年男子・成年女子の監督は選手を兼ねることができる。	
	成年女子		1	13	10	10	130		
	少年男子		1	13	10	10	130		
	少年女子		1	13	10	10	130		
ボクシング	成年男子		1	5	24	24	120	開催県の少年男子のセカンドは、成年男子の監督が兼ねる。 上記を除き、監督とセカンド、監督と選手、セカンドと選手の兼任はできない。	
	少年男子	1	1	5	24	24	120		
	成年女子		1	1	16	16	32		
バレーボール	成年男子	1	12	16	16	192	同一種目の選手と監督の兼任はできない。		
	成年女子	1	12	16	16	192			
	少年男子	1	12	24	24	288			
	少年女子	1	12	24	24	288			
	ビーチバレー	少年男子	1	2	47	47	94		
	ビーチバレー	少年女子	1	2	47	47	94		
体操	成年男子	1	5	13	13	65	成年選手は監督を兼任することができる。		
	成年女子	1	5	10	10	50			
	少年男子	1	5	29	29	145			
	少年女子	1	5	29	29	145			
	新体操	少年女子	1	5	28	28	140		
	トランポリン	男子(成年少年共通)	1	18	18~35	18	成年選手は監督を兼任することができる。		
		女子(成年少年共通)	1	18		18			
バスケットボール	成年男子		1	11	16	16	176		
	成年女子		1	12	16	16	192		
	少年男子		1	12	24	24	288		
	少年女子		1	12	24	24	288		
レスリング	成年男子	フリースタイル	1	6	47	47	282	選手と監督の兼任はできない。成年男子と少年男子との監督は兼任できない。 ※開催県は8名とする。	
		グレコローマンスタイル							
	少年男子	フリースタイル	1	7※	47	47	330		
		グレコローマンスタイル							
女子	フリースタイル	(1)	2	47	(47)	94	94	監督は成年男子と共に。選手と監督の兼任はできない。	

競 技	種別・種目	参加人員						備 考	
		内訳		小計		合計			
		監督	選手	県数	監督	選手			
セーリング	成年男子	470級	2	1	47	703	703	成年種別は選手が監督を兼任することができる。	
	成年女子	レーザー級	1						
	成年女子	国体ウンドサーフィン級	1						
	少年男子	セーリングスビリッツ級	2						
	少年女子	レーザーラジアル級	1						
	少年男子	国体ウンドサーフィン級	1	1	47	703	703		
	少年女子	420級	2						
	少年女子	レーザーラジアル級	1						
	少年女子	420級	2						
ウェイトリフティング	成年男子		2	47	47	94 69 141	351	成年男子選手数はブロック大会の結果による。 選手と監督の兼任はできない。	
	少年男子		0~2	47					
	女子	(1)	48 (1県3名以下)		(47)	48	48		
	女子								
ハンドボール	成年男子		1	12	16	192	910	成年選手は、同種別の監督を兼任することができる。	
	成年女子		1	12	19	228			
	少年男子		1	12	19	228			
	少年女子		1	12	16	192			
自転車	ロード・レース	成年男子	1	5 (4)※	47	47	518	選手は1都道府県9名以内。 成年選手は監督を兼任することができる。 ※開催県は、成年・少年とも5名以内とする。 監督は男子種別と共に。 成年選手は監督を兼任することができる。	
	ロード・レース	少年男子	1	4 (5)※		47			
	トラック・レース	女子	(1)	3	47	(47)	141		
	トラック・レース	女子					141		
ソフトテニス	成年男子		1	5	16	16	648	選手と監督の兼任はできない。	
	成年女子		1	5	47	47			
	少年男子		1	5	21	21			
	少年女子		1	5	24	24			
卓球	成年男子		1	3	47	47	460	成年男子及び成年女子の監督は、選手を兼ねることができる。	
	成年女子		1	3	20	20			
	少年男子		1	3	16	16			
	少年女子		1	3	32	32			
軟式野球	成年男子		1	15	32	32	480	512 成年選手は監督を兼任することができる。	
相撲	成年男子		1	3	47	47	470	選手と監督の兼任はできない。	
	少年男子		1	5	47	47			
馬術	成年男子		1	84 (総数) (ホースマネージャー)	47	47	339	監督及びホースマネージャーは選手を兼ねることができる。	
	成年女子		1	67 (総数) (ホースマネージャー)		47			
	少年		1	94 (総数) (ホースマネージャー)		94			
	少年								
フェンシング	成年男子		3		47	141	339	成年男女の監督は選手を兼ねる。	
	成年女子		3		18	54			
	少年男子		1	3	18	18			
	少年女子		1	3	18	18			
柔道	成年男子		1	5	18	18	522	成年選手は監督を兼任することができる。 成年男子、少年男子、女子の選手数は3年ローテーションで入れ替える。	
	少年男子		1	5	47	47			
	女子		1	5	22	22			
	女子								
ソフトボール	成年男子		1	12	13	13	715	監督が選手を兼ねるときは、選手登録をしなければならない。	
	成年女子		1	13	13	13			
	少年男子		1	13	13	13			
	少年女子		1	13	13	13			
バドミントン	成年男子		1	3	32	32	444	成年選手は監督を兼任することができる。	
	成年女子		1	3	16	16			
	少年男子		1	3	16	16			
	少年女子		1	3	47	47			
弓道	成年男子		3			72	314	選手と監督の兼任はできない。 監督配置数は別に定める方法により参加都道府県へ配分する。	
	成年女子		3			72			
	少年男子		3			57			
	少年女子		3			57			
	少年女子								
ライフル射撃	成年男子	FR3×40	1			22	428	選手と監督の兼任はできない。	
	成年男子	FR60PR(FR20K)	1			29			
	成年男子	AR60(AR60PR)	1			29			
	成年男子	AP60	1			16			
	成年女子	CFP60(CFP30)	1			47			
	成年女子	R3×40 (R60PR)	1			22			
	成年女子	AR60W(AR60PRW)	1			47			
	成年女子	AP60W	1			16			
	少年男子	AR60J	1			47			
	少年男子	BR60J(BR30J)	1			22			
剣道	少年男子	BP60J	1			16	475	成年男子及び成年女子の監督は選手が兼ねる。少年男子及び少年女子の参加都道府県が重複する場合は、監督を1名とする。	
	少年女子	AR60WJ	1			30			
	少年女子	BR60WJ(BR30WJ)	1			22			
	少年女子	BP60WJ	1			16			
ラグビーフットボール	成年男子		5		47	235	536	成年男子は監督が選手を兼ねることができる。	
	成年女子		3		16	48			
	少年男子		1	5	16	16			
	少年女子		1	5	16	80			
ラグビーフットボール	成年男子		1	10	16	16	176	監督は選手を兼ねることができる。	
	少年男子		1	23	15	15			
	女子		1	10	16	16			

競技	種別・種目	参加人員						備考	
		内訳		小計		合計			
		監督	選手	県数	監督	選手			
スポーツクライミング	成年男子	1	2	47	47	94	309	選手と監督の兼任は認めない。	
	成年女子	1	2	18	18	36			
	少年男子	1	2	20	20	40			
	少年女子	1	2	18	18	36			
カヌー	SP	成年男子	K-1 C-1	1 1	24 24	24	453	SP:カヌースプリント SL:カヌースラローム WW:カヌーワイルドウォーター K:カヤック C:カナディアン 出場は1人1種目とする。 成年選手は監督を兼任することができる。	
		成年女子	K-1 C-1 ※	1 1	19 10	19			
		少年男子	K-1 K-2 C-1 C-2	1 2 1 2	29 12 26 12	29 24 26 24			
		少年女子	K-1 K-2 K-4	1 2 4	24 12 12	24 24 48			
	SL	成年男子	K-1 ※ C-1 ※	1 1	24 10	24			
		成年女子	K-1 ※ C-1 ※	1 1	19 10	19			
		WW	成年男子 成年女子	K-1 ※ K-1 ※	1 1	10 10	10		
		成年男子 成年女子 少年男子 少年女子		3 3 3 3	14 14 24 24	42 42 72 72			
アーチェリー	1~2					52	280	監督は52名以内(1県2名以内)とし、全日本アーチェリー連盟が調整する。 選手と監督の兼任はできない。	
	成年男子	組手(個人、団体)	3	47	47	172			
	成年女子	形	1	31以内	31以内	以内			
	少年男子	組手(個人、団体)	1	47	47	78			
空手道	少年男子	形	1	31以内	31以内	以内	414 以内	選手と監督の兼任はできない。	
		組手(個人、団体)	1	47	47	78			
		形	1	31以内	31以内	以内			
	少年女子	組手(個人、団体)	1	47	47	78			
		形	1	31以内	31以内	以内			
		組手(個人、団体)	1	47	47	78			
銃剣道	成年男子		3	47	141	141	193	成年男子においては、選手のうち1名が監督を兼任する。	
	少年男子		1	3	13	13			
	成年女子			3	47	141			
なぎなた	少年女子	演技・試合	1	3	32	96	314	選手と監督の兼任はできない。 各種別の選手編成は1チーム3名とする。ただし、少年女子において演技選手のみの場合には、1チーム2名とする。	
		演技のみ		2	15	30			
	成年女子								
ボウリング	成年男子		1	4	28	28	401	成年選手は同種別の監督を兼任することができます。	
	成年女子		1	4	24	24			
	少年男子		1	2	24	24			
	少年女子		1	2	23	23			
ゴルフ	成年男子			3	47	141	441	選手と監督の兼任はできない。 女子選手3名の内、1名以上は少年種別年齢域の選手とする。	
	女子		1	3	47	47			
	少年男子		1	3	28	28			
トライアスロン	成年男子		1	2	47	47	282	選手、監督の兼任はできない。	
	成年女子		1	2	47	47			
合計(名)						22,415			

網掛け…「2020年オリンピック対策・実行計画」に基づく実施競技

1,038

【特別競技】

競技	種別・種目	参加人員						備考	
		内訳		小計		合計			
		責任教師	監督	選手	県数	責任教師	監督	選手	
高等学校野球	硬式	1	1	16	12	12	12	192	376
	軟式	1	1	14	10	10	10	140	

- 本表における県数等は、第75回大会の実施要項に基づき作成している。
- 本細則第2項に示された施設基準内で実施でき、かつ競技運営に支障がなければ、各種別の監督、選手、県数を各競技実施要項作成時に調整することができる。ただし、団体競技の県数は、本表における種別合計県数を上回ることはできない。
- 一部の競技においては、種別又は種目ごとの出場県数がローテーション等により毎年異なる場合がある。

【「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に基づく実施競技】

<第75回大会(鹿児島県)>

競 技	種別・種目	参加人員						備 考	
		内訳			小計		合計		
		監督	選手	県数	監督	選手			
水泳	水球	女子	1	11	12	12	132	選手と監督の兼任はできない。 選手と監督の兼任はできない。	
	オープンウォータースイミング*	男子	1	1	47	47	47		
		女子		1	47				
ボクシング	成年女子		1	1	16	16	16	32	選手と監督の兼任はできない。
バレー ボール	ビーチバレー ボール	少年男子	1	2	47	47	94	282	選手と監督の兼任はできない。
		少年女子	1	2	47	47	94		
体操	トランポリン	男子	1	1	18	18~35	18	54~71	成年選手は監督を兼任することができる。
		女子		1	18		18		
レスリング	女子	フリースタイル	(1)	2	47	(47)	94	94	監督は成年男子と共に。選手と監督の兼任はできない。
ウエイトリフティング	女子		(1)	48 (1県3名以下)		(47)	48	48	監督は男子種別と共に。選手と監督の兼任はできない。
自転車	ロード・レース トラック・レース	女子	(1)	3	47	(47)	141	141	監督は男子種別と共に。成年選手は監督を兼任することができる。
ラグビーフットボール	7人制	女子	1	10	16	16	160	176	成年女子は監督を兼任することができる。

※監督の()は、成年男子または男子種別の監督と共に人数とする。

国民体育大会ふるさと選手制度 (第 75 回大会まで)

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第 3 項[本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第 3 項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

附則

- 本制度は、平成 16 年 4 月 13 日に制定し、第 60 回大会から施行する。
本制度は、平成 21 年 12 月 16 日に改定し、第 65 回大会より施行する。
本制度は、平成 23 年 3 月 25 日に改定し、第 66 回本大会より施行する。
本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。
本制度は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、施行する。

国民体育大会ふるさと選手制度 (第 76 回大会以降)

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第 3 項[本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第 3 項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連續とし、利用できる回数は 2 回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

附則

本制度は、平成 16 年 4 月 13 日に制定し、第 60 回大会から施行する。
本制度は、平成 21 年 12 月 16 日に改定し、第 65 回大会より施行する。
本制度は、平成 23 年 3 月 25 日に改定し、第 66 回本大会より施行する。
本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。
本制度は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、施行する。
本制度は、令和 2 年 3 月 12 日に改定し、第 76 回大会より施行する。
(注) 第 75 回大会までは、改定前の規定を適用する。

「一家転住等」に伴う特例措置

[転校への特例]

1.次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)に抵触しないものとする。

- (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
- (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - 1) 親の転勤による一家の転居
 - 2) 親の結婚、離婚による一家の転居
 - 3) 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
- (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - 1) 本特例を受けようとする参加者は、下記2.(1)の場合は転居元、下記2.(2)の場合は転居先が属する都道府県体育（スポーツ）協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - 2) 報告を受けた都道府県体育（スポーツ）協会及び都道府県競技団体は、下記2.(1)の場合は転居先、下記2.(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

2.本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

- (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - 1) 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - 2) 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - 3) 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
- (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - 1) 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

附則

本規則は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会より施行する。

本規則は、平成20年4月25日に改定し、同日より施行する。

本規則は、平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。

JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記 1 に該当する者については、開催基準要項細則第 3 項〔本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、下記 2～4 の特例を適用する。

1. 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2. 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第 1 項 - (1) に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 2) - ② に定める「(i) 居住地を示す現住所」、「(ii) 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」、「(iii) 勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3. 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第 1 項 - (2) に定める成年種別年齢域の選手は、「国民体育大会ふるさと選手制度」第 2 項に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4. 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第 1 項 - (1) に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第 1 項 - (2) に定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

附則

本特例は、平成 21 年 12 月 16 日に制定し、第 65 回大会から適用する。

本特例は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。

JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置 (第 76 回大会以降)

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記 1 に該当する者については、開催基準要項細則第 3 項〔本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、下記 2～4 の特例を適用する。

1. 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2. 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第 1 項 - (1) に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 2) - ② に定める「(i) 居住地を示す現住所」、「(ii) 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」、「(iii) 勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3. 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第 1 項 - (2) に定める成年種別年齢域の選手は、「国民体育大会ふるさと選手制度」第 2 項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4. 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第 1 項 - (1) に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第 1 項 - (2) に定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

附則

本特例は、平成 21 年 12 月 16 日に制定し、第 65 回大会から適用する。

本特例は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。

本特例は、令和 2 年 3 月 12 日に改定し、第 76 回大会から適用する。

（注）第 75 回大会までは、改定前の規定を適用する。

国民体育大会予選会免除に関する要領

〈趣旨〉

我が国のスポーツレベルの向上と国際化に伴い、国内・国際大会が過密化し、各競技団体の主要大会と国体の開催時期が重なることが多くなり、トップアスリートが国民体育大会に参加しにくい状況となっている。

そこで、日本を代表するトップアスリートの参加を促進し、大会の一層の充実と活性化を図るため、各都道府県の代表選手選考において以下に定める要領により、予選会を免除することができるとしている。

1. 免除対象競技

国体実施正式競技

2. 免除対象者

次の競技大会に参加する者は、都道府県代表選考のための予選会の出場を免除することができる。

- ア オリンピック競技大会
- イ アジア競技大会
- ウ ユニバーシアード競技大会
- エ 競技団体が指定する世界選手権大会等の国際競技大会

3. 免除対象大会及び免除対象者の決定

(1) 免除対象大会の決定及び都道府県への通知

- ① 国民体育大会は大会開催前年の10月、冬季大会は大会開催前年の7月に、本会より競技団体に対し免除対象大会の希望調査を行い、国民体育大会委員会にて審議・決定し、関係機関・団体へ通知する。
- ② 国体委員会にて決定した免除対象大会に参加する代表選手については、中央競技団体より傘下の都道府県競技団体に対し通知する。
- ③ 中央競技団体からの通知を受け、都道府県競技団体は都道府県（スポーツ）体育協会に報告する。

(2) 免除対象者の決定

各都道府県における具体的な免除対象者は、中央競技団体からの通知の後、当該都道府県競技団体等において協議し、決定する。

4. 免除内容

免除対象者については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができる。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

5. 都道府県代表選考方法の周知について

各競技種目・種別の都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県競技団体等で協議の上、周知徹底を図ることとする。

6. 適用時期

第62回国民体育大会より施行

附則

本要領は、平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。

トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1. 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1) 大会開催の直近に開催されたオリンピック競技大会（冬季競技はオリンピック冬季競技大会）に参加した者。
- 2) 大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
 - (1) JOC オリンピック強化指定選手
 - (2) 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - (3) 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2. 特例の内容

1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

（1）居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

1. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
 2. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 3. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 4. 当該住居に主要な家財道具が存すること
- ② 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

(2) 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- ② 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3. 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③の通りとする。

4. 特例の適用に係る手続き

- 1) 正式競技実施中央競技団体は、当該大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）現在における「1. 特例の対象となる選手」の氏名等を別に定める様式により、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
- 2) 公益財団法人日本スポーツ協会は、「国民体育大会参加申込システム」内にて、特例対象選手一覧を公表する。
- 3) 参加都道府県体育（スポーツ）協会は本特例活用者を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

5. その他

本特例に定めのない事項については、必要に応じ国民体育大会委員会において協議するものとする。

附則

本特例は、平成23年12月15日に制定し、第67回本大会より施行する。

本特例は、平成26年5月15日に改定し、第69回本大会より施行する。

本特例は、平成29年6月16日に改定し、第73回より施行する。

本特例は、平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。

文化プログラム実施基準

1. 主催者

主催者は開催基準要項第7項第5号に定めるほか、個別のプログラムにおいては、目的に沿う範囲内で、宗教団体、政治団体を除く次の各号に該当するものを加えることができる。

- (1) 開催地都道府県（以下「開催県」という。）の市区町村
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 通信、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関
- (4) その他、開催県実行委員会が上記各号に準ずると認めるもの

2. 主管及び運営

- (1) 開催県実行委員会により設置された、文化プログラムを企画・推進する専門委員会等が主管し、運営する。
- (2) 個別のプログラムについては、事業内容に応じて、主催者及び主催者より委託を受けた者が主管し、運営する。

3. 会場

原則として、開催県内とする。

4. 時期及び期間

原則として、大会開催当該年度（4月1日から翌年3月31日）とし、個別のプログラムについては、それぞれの主催者が定めることとする。

5. 実施プログラム

- (1) プログラムの内容については、スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとしたものとし、開催県における国民体育大会（以下「国体」という。）開催の気運醸成や、国体の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的とする。
- (2) プログラムについては、開催県実行委員会が特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会と協議のうえ選定・立案し、本大会については開催年の3月末日まで、冬季大会については、開催前年の8月末日までに、日本スポーツ協会国民体育大会委員会に申請し、承認を得ることを原則とする。

6. 開催経費

事業実施に係わる経費については、原則として開催県の負担とするが、個別のプログラムに係る経費については、本基準第1項により主催者に加えた者の負担とする。

7. その他

本基準に定めない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、主催者間で協議することとする。

- <附則>
1. 本基準は平成18年3月9日に制定し、第63回大会より適用する。
 2. 本基準は平成22年8月24日に改定し、第66回大会より適用する。
 3. 本基準は平成30年4月1日に改定し、第73回本大会より適用する。

国民体育大会ユニフォーム規程

第1条（目的）

本規程は、国民体育大会（ブロック大会含む）（以下「大会」という。）において各都道府県選手団（本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手）が着用するユニフォームに関する事項について定める。

第2条（ユニフォーム）

本規程においてユニフォームとは、次のものをいう。

- (1) 各都道府県選手団が大会期間中の総合開・閉会式並びに競技会場内等において着用するウォームアップウェア、ブレザー等の選手団共通の衣服
- (2) 各都道府県選手団が競技中に着用する競技別ユニフォーム（以下「競技別ユニフォーム」という。）

第3条（着用）

各都道府県選手団は、大会の総合開・閉会式並びに各競技会の開始式及び表彰式等の式典及び競技中においては、ユニフォームを着用するものとする。

2. 各競技の規程等において着用が禁止されている場合や特別な事情によりユニフォームを着用することができない場合は、メーカーの名称、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示（以下「メーカー識別表示」という。）を除いて、いかなる形の広告や宣伝活動、コマーシャル等（以下「広告」という。）の表示がない衣服を着用するものとする。

第4条（表示・デザイン）

ユニフォームには、特別な事情による場合や物理的に表示が困難な場合、各競技の規程等において表示が禁止されている場合を除いて、原則として所属する都道府県名を表示するとともに、都道府県章、都道府県のマスコット、都道府県体育（スポーツ）協会のマーク等、所属する都道府県を表すマーク・デザイン（以下、都道府県名とあわせて「都道府県名等」という。）を表示することができる。

ただし、都道府県のマスコットについては、当該都道府県においてマスコットもしくはそれに準ずるものとして指定されていることを条件とする。

2. 競技別ユニフォームについては、当該競技規則において異なる表示やデザインが義務付けられている場合や異なる形状や素材によるユニフォームの着用が認められている場合等を除いて、競技・種目・種別の単位で都道府県ごとに統一するものとし、個人によって異なるものにしてはならない。

3. 都道府県名等及びメーカー識別表示の位置やサイズ、デザイン等については、各競技の規程等に基づくこと。

第5条（表示の特例）

競技別ユニフォームの性能と競技結果が密接である競技・種目については、特例として、選手個人の所属先等が表示された競技別ユニフォームの着用を認める。対象となる競技・種目については、競技特性を考慮の上、国民体育大会委員会にて協議し、決定する。

ただし、上記に該当する競技別ユニフォームを着用する際に手続きが必要な場合は、当該中央競技団体等に対して所定の手続きを行うこと。

日本スポーツ協会及び当該競技団体が審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

第6条（処罰等）

大会役員、競技会役員、競技役員（以下「大会の役員」という。）は、競技会場等において、本規程並びに各競技におけるユニフォームに関する規程等に定める事項の違反が確認された場合、当該都道府県選手団に対して、違反の解消を指示することができる。

2. 違反の解消が指示された都道府県選手団は、大会の役員の指示に基づき、速やかに違反を解消しなければならない。
3. 大会の役員の指示に従わずに違反が解消されなかった場合や、悪質な違反が確認された場合は、必要に応じて国民体育大会委員会において協議し、当該都道府県選手団の処罰内容を決定する。

第7条（その他）

各都道府県選手団に含まれない者のうち、競技会場内で選手団への帯同が許された者の取扱いについては、原則として、本規程に基づくものとする。

2. 公開競技に参加する選手・監督及び役員が着用するユニフォームに関しては、当該競技の実施内容及び方法等を勘案し、日本スポーツ協会と当該中央競技団体等の関係団体間で協議して決定する。
3. 本規程に定める事項以外については、国民体育大会委員会において決定する。

第8条（改廃）

本規程の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行うものとする。

（附則）

1. 本規程は、平成29年8月25日から施行し、第73回国民体育大会から適用する。
2. 本規程は、平成30年4月1日に改定し、同日から施行する。

国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、国民体育大会（以下「大会」という。）におけるアンチ・ドーピング活動に関する基本的な事項を定めるものとする。

2. アンチ・ドーピング活動の内容

(1) ドーピング検査

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおりドーピング検査を実施する。

1) 競技会検査（ICT: In-Competition Testing）

競技会検査（ICT）は、JADA が定める「国民体育大会競技会検査実施要項（以下「競技会検査（ICT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会検査（ICT）の準備は、JADA が定める「国民体育大会競技会検査準備マニュアル（以下「競技会検査（ICT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

2) 競技会外検査（OOCT: Out-of-Competition Testing）

競技会外検査（OOCT）は、JADA が定める「国民体育大会競技会外検査実施要項（以下「競技会外検査（OOCT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会外検査（OOCT）の準備は、JADA が定める「国民体育大会競技会外検査準備マニュアル（以下「競技会外検査（OOCT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

(2) アンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発活動

「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおり競技者及びサポートスタッフに対して、アンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発活動（以下「教育・情報提供・啓発活動」という。）を実施する。

1) 会期前

アンチ・ドーピングに関する資料の配付などを、JADA が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング教育・啓発活動実施要項（以下「教育・啓発活動実施要項」という。）」に基づき行うものとする。

2) 会期中

大会の総合開会式会場及び各競技会場において、アンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発を行うアウトリーチプログラムを、教育・啓発活動実施要項に基づき実施する。

アウトリーチプログラムの準備は、JADA が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング教育・啓発活動アウトリーチプログラム準備マニュアル（以下「アウトリーチ準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

3. 実施体制

JADA、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）実行委員会、会場地市町村実行委員会、日本スポーツ協会加盟競技団体、日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等、開催県体育・スポーツ協会等、開催県競技団体などの関係諸機関・団体は、協力して大会におけるアンチ・ドーピング活動を実施する。

4. 関係諸機関・団体の役割

関係諸機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。

(1) JADA

1) ドーピング検査の計画・準備・実施

- ① ドーピング検査の計画を立案し、日本スポーツ協会、開催県及び会場地市町村等に対して報告する。
 - ② 日本スポーツ協会をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、ドーピング検査の実施に向けた準備を行う。
 - ③ ドーピング検査の計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察及び競技会検査（ICT）実施会場の選定
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びドーピング検査についての説明
 - (iii) 競技会検査（ICT）実施会場における競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づく事前準備及び確認
 - (iv) 会場地市町村実行委員会に対する競技会外検査（OOCT）への協力依頼
 - ④ 競技会検査（ICT）実施要項及び競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、ドーピング検査を実施する。
- 2) 教育・情報提供・啓発活動の計画・準備・実施
 - ① 教育・情報提供・啓発活動実施要項に基づき、大会における教育・情報提供・啓発活動の計画を立案する。
 - ② 日本スポーツ協会をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、教育・情報提供・啓発活動実施に向けた準備を行う。
 - ③ 競技者及びサポートスタッフに配付するためのアンチ・ドーピングに関する資料を作成する。
 - ④ アウトリーチプログラムの計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びアウトリーチプログラムについての説明
 - (iii) アウトリーチプログラム実施会場におけるアウトリーチ準備マニュアルに基づく事前準備及び確認
 - ⑤ 教育・情報提供・啓発活動実施要項に基づき、教育・情報提供・啓発活動を実施する。

(2) 日本スポーツ協会

- 1) JADA が行うアンチ・ドーピング活動の計画・準備・実施に協力する。
- 2) 日本スポーツ協会加盟競技団体及び日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等に、アンチ・ドーピング活動の実施について周知する。
- 3) 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会に、アンチ・ドーピング活動の実施への協力について周知する。
- 4) JADA と連携し、ドクターズ・ミーティングにおいて、選手団に帯同するスポーツドクターやアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。

(3) 開催県実行委員会

- 1) 次の者を競技会役員若しくは競技役員と同等に扱うものとする。
 - ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)
 - ② シャペロン（ドーピング検査補助役員）
 - ③ 教育・情報提供・啓発活動運営スタッフ
- 2) 会場地市町村実行委員会におけるドーピング検査の準備及び実施に協力する。
- 3) 会場地市町村実行委員会と JADA との連携促進に協力する。

- 4) 総合開会式会場におけるアウトドアプログラムの準備及び実施の際には、アウトドア準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。

(4) 会場地市町村実行委員会

- 1) 競技会役員である JADA 事務局担当者の他に、次の者を競技会役員若しくは競技会役員と同等に扱うものとする。
 - ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)
 - ② シャペロン (ドーピング検査補助役員)
 - ③ 教育・情報提供・啓発活動運営スタッフ
- 2) 競技会検査 (ICT) の準備及び実施の際には、競技会検査 (ICT) 準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
- 3) 競技会外検査 (OOCT) の準備及び実施の際には、競技会外検査 (OOCT) 準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
- 4) 各競技会場におけるアウトドアプログラムの準備及び実施の際には、アウトドア準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。

(5) 日本スポーツ協会加盟競技団体

- 1) 大会開催内定前の競技会場選定の際には、JADA が定める「ドーピング検査室設置マニュアル（以下「検査室設置マニュアル」という。）」を参考に、ドーピング検査の実施の可能性を視野に入れた会場確認に協力する。
- 2) ドーピング検査実施においては、準備及び調整について JADA に協力する。
- 3) 参加競技者及びサポートスタッフへの教育・情報提供・啓発活動に協力する。

(6) 日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等

1) 教育・情報提供・啓発活動の実施

- ① 日本スポーツ協会及び JADA が作成するアンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発資料を参加競技者及びサポートスタッフに対して配付するとともに、その内容を周知徹底する。
- ② 競技会検査 (ICT) 実施要項に基づき、参加競技者及びサポートスタッフに対して競技会検査 (ICT) についての規則等を周知徹底する。
- ③ 日本スポーツ協会及び JADA と連携し、大会会期中に帯同するスポーツドクターやアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。
- ④ 日本スポーツ協会及び JADA と連携し、参加競技者及びサポートスタッフに対する研修会等の教育・情報提供・啓発活動を実施し、アンチ・ドーピングに関する情報の周知及び指導を行う。
- ⑤ 各都道府県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、参加競技者への薬の使用に関する教育・情報提供・啓発活動を実施する。

2) 競技会外検査 (OOCT) 実施への協力

- ① 競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、競技会外検査 (OOCT) 実施に協力する。
- ② 競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、該当競技者及びサポートスタッフに対する競技会外検査 (OOCT) についての規則等の周知徹底に協力する。

(7) 開催県体育（スポーツ）協会等

上記「(6)日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等」の事項の他、開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会と連携し、開催県内における次の事項に協力する。

- 1) 競技会役員や競技会係員等への教育・情報提供・啓発活動を実施する。
- 2) 開催県薬剤師会及び開催県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、薬に関する問い合わせ

ホットラインや大会会期中の医療機関・店舗等での質問対応等が円滑に進むように体制を整備する。

(8) 開催県競技団体

- 1) 競技会実施に向けた準備の際には、会場地市町村実行委員会及び日本スポーツ協会加盟競技団体と協力し、検査室設置マニュアルを参考に、ドーピング検査実施を視野に入れた、競技会場内の諸室の配置に協力する。
- 2) ドーピング検査実施対象競技となった場合には、会場地市町村実行委員会及びJADAと協力し、競技運営の一部としてドーピング検査実施が可能となるよう、競技会検査(ICT)準備マニュアルに基づき、ドーピング検査実施に対し調整及び協力する。
- 3) 参加競技者及びサポートスタッフへの教育・情報提供・啓発活動に協力する。

5. 費用負担

費用負担は原則として次のとおりとする。

(1) ドーピング検査

1) ドーピング検査実施費用

ドーピング検査実施に係る費用は日本スポーツフェアネス推進機構が支払う。日本スポーツ協会は日本スポーツフェアネス推進機構へ分担金を支払う。

なお、費用には分析費、ドーピング・コントロール・オフィサー(DCO)及びシャペロン(ドーピング検査補助役員)謝金、ドーピング・コントロール・オフィサー(DCO)及びJADA職員旅費、検査キット類代、飲料代、用具送料、オペレーションルーム設置費等を含む。

2) ドーピング検査室設置費用

ドーピング検査室設置に係る費用は会場地市町村実行委員会等が負担する。

なお、費用には、ドーピング検査室内に必要な備品(机、椅子、パーテーション、トイレ等)に係る費用を含む。

(2) 教育・情報提供・啓発活動

JADAが直接行う教育・情報提供・啓発活動に係る費用はJADAが負担する。

6. アンチ・ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

別に定める「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に基づき実施する。

7. ガイドラインの変更

このガイドラインは、国民体育大会委員会の決議によって変更することができる。

8. その他

このガイドラインに関連する各種の実施要項及びマニュアルを制定・改定する際は、JADAと日本スポーツ協会が事前に協議するものとする。

9. 附則

このガイドラインは、平成23年12月15日から施行する。

このガイドラインは、平成27年3月12日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成27年6月11日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成30年4月1日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和元年6月13日に改定し、同日から施行する。

国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー(以下「大会会長トロフィー」という。)は、正式競技別
男女総合成績第1位の都道府県に授与する。
2 第1位が2都道府県以上の場合には、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。
(1) 責任をもって保管する。
(2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。
(3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合
は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
(4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これ
に応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1
日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会関係標章の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)標章規程に基づき、国民体育大会に関する標章(以下、「標章」という。)の使用の際に必要となる事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会マーク(図形)
- (2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- (3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
- (6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- (7) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (8) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章使用の原則)

第3条 標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。

(非営利目的使用の申請)

第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
 - (2) 国民体育大会開催決定地(内定地を含む)実行委員会(準備委員会を含む)(以下「実行委員会」という。)及び開催申請書提出順序が了解された都道府県が使用する場合。
 - (3) その他本会が国民体育大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。
- 2 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、
標章の無償による使用を承認するものとする。
- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
 - (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
 - (6) 使用目的が明らかでないとき。

(7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。

(営利目的使用の申請)

第5条 営利を目的として標章の使用を希望する者は、「公益財団法人日本スポーツ協会 国体関係標章使用のガイドライン」に従い、申請書(別紙様式2)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、実行委員会又は本会国体パートナープログラムに協賛する者(以下「国体パートナー」という。)が営利を目的として標章を使用する場合は、実行委員会は第11条に、国体パートナーは本条第6項にそれぞれ基づき取り扱うものとする。

- 2 本会は、前項の申請を受けた際、前条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、有償による標章の使用を承認するものとする。
- 3 前項により使用の承認を受けた者は、使用料を本会に納入しなければならない。
- 4 標章使用料の算出基準は、承認物件ごとに本会が定めるものとする。
- 5 本会が収納した使用料は、本会が定めた料率によって実行委員会等に標章使用に関する交付金として交付することができるものとする。
- 6 第1項ただし書の場合において、国体パートナーは別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会へ提出し、その承認を得た場合、無償で標章を使用することができるものとする。
- 7 本会は、本条に係る諸手続きについて、その取扱業務を第三者に委託することができるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別添の「国民体育大会関係標章デザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。
- (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項ただし書の場合による使用の場合、その明示を免除するものとする。

(使用の期限)

第7条 承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

(承認内容の変更)

第8条 標章を使用する者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書(別紙様式3)を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。

- 2 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査するものとする。
- 3 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認するものとする。

(承認内容の取消)

第9条 本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。
- 3 本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の

使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。

- 4 取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

(非営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第10条 本会は、実行委員会が第4条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国民体育大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則に基づき、委任することができるものとする。

(営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第11条 本会は、実行委員会が第5条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国体開催基準要項第16項第2号により制定されたシンボルマーク及び愛称等に関する承認権限を委任することができるものとする。

- 2 前項による委任にあたっては、あらかじめ実行委員会は申請書(別紙様式4)を本会へ提出し、本会の承認を得るものとする。
- 3 委任における使用取扱に関する手続き等については、本会と実行委員会の両者が協議の上決定する。

(損失補償等の責任)

第12条 本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

(本規程の変更)

第13条 本規程は、本会国民体育大会委員会における承認の後、本会ブランド戦略委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

(附則)

1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程(平成19年4月1日より施行)を廃止し、平成23年6月24日より施行する。
2. 本規程は、平成24年6月21日から施行する。
3. 本規程は、平成30年4月1日から改定、同日より施行する。
4. 本規程は、平成30年8月30日から改定、同日より施行する。
5. 本規程は、令和元年12月13日から改定、同日より施行する。

はじめに

本会所有の標章は、各標章の使用に関する規程に基づき使用することができます。ただし、その使用にあたっては、本会が指定する条件等に基づき正しく使用することが義務づけられています。特にマーク(図形)については、誤った使い方にならないよう注意が必要です。

本ガイドラインは、デザイン要素の統一化により、より効果的なイメージ形成を促進するために作られたものです。

公益財団法人日本スポーツ協会 【国民体育大会関係標章】デザインガイドライン

【マークの由来】

昭和22(1947)年6月18日の大日本体育会理事会で決定、同年の第2回大会から採用。

宣伝人協会(当時代表片柳忠雄氏)デザイン。

ベーシックタイプ



カラー



カラー規定

	Y 100 + M 100	M 80 + C 90
プロセスカラー	D I C 2498	D I C 256
R G B カラー	R 216 + G 12 + B 24	R 29 + G 32 + B 136



モノクロ



カラー規定

	K 100	K 70
プロセスカラー	D I C 582	
R G B カラー	R 0 + G 0 + B 0	R 114 + G 114 + B 114

※印刷媒体にはプロセスカラーまたはDICカラー、WEB媒体にはRGBカラーを使用する。

サイズ規定

- A1(594×841mm)以上のサイズのもの



直径60mm以上のサイズで表示すること

- B2(515×728mm)以上、
A1(594×841mm)未満のサイズのもの



直径45mm以上のサイズで表示すること

- A3(297×420mm)以上、
B2(515×728mm)未満のサイズのもの



直径15mm以上のサイズで
表示すること

- A3(297×420mm)未満のサイズのもの



直径10mm以上のサイズで
表示すること

上記については、製作物の内容により、日本スポーツ協会と調整の上、変更することができる。

注意・禁止事項

- 基本的にデータをそのまま(拡大・縮小のみで)使用してください。
- 色は指定色で使用してください。
- 変形・回転・加工・部品を分解しての使用、縦横比率の変更、可視性の低い背景色の使用を禁止します。

変形させない



縦横比率を変えない



回転しない



分解しない

デザインの変更



指定色以外を使わない



グラデーションを使わない



他の要素を加えない



縁取りをしない



別の形と一緒にしない



可視性の低い背景色を使わない



円の内側は白でなければならない

文字としての使用



文中に使用しない

国民体育大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)国民体育大会関係標章の使用に関する規程(以下、「国体標章使用規程」という。)第10条に基づき、国民体育大会に関する標章(以下、「標章」という。)を本会及び国民体育大会開催決定地(又は内定地)実行委員会(又は準備委員会)(以下、「実行委員会」という。)以外の第三者が使用するにあたり、その使用許可に関する権限を実行委員会に委任する際に必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 この細則において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会マーク(図形)
- (2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- (3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
- (6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- (7) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (8) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(委任対象及び申請手続き)

第3条 実行委員会は、第三者に対する標章の使用許可に関する権限の委任を希望する場合、申請書(別紙様式1)に本細則に準拠した取扱規程を添付して、本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項による申請内容が本細則に準拠していると認められる場合は、標章の使用許可に関する権限を実行委員会に委任することとする。
- 3 実行委員会は、当該委任に基づき、標章の使用を第三者に許可することができる。

(委任期間)

第4条 委任期間は、本会より委任を受けた日から委任を受けた実行委員会が開催する国民体育大会の開催年度末までとする。

(使用許可の範囲)

第5条 実行委員会が標章の使用を許可できる範囲は、営利を目的としないものであって、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は国民体育大会の開催に寄与するものと認められるとき
 - (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び国民体育大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき
 - (3) 一般へのスポーツ又は国民体育大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき
 - (4) その他本会がスポーツ活動及び国民体育大会開催に寄与すると認めるとき
- 2 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、標章の使用を許可するものとす

る。

- (1) スポーツ又は国民体育大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) 「国体標章使用規程」に規定される使用上の遵守事項に従わないとき
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき
- (6) 使用目的が明らかでないとき
- (7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき

(実行委員会の義務)

第6条 実行委員会は、標章の使用を許可された者が標章を毀損することなく正しく使用するよう監督する義務を負う。

2 実行委員会は、標章の使用許可にあたり、本会及び実行委員会が共同で実施する国体協賛に協賛する企業又は団体への優先的配慮を行う義務を負う。

(不適切な使用に対する排除)

第7条 実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがある場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。

2 実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがあると本会より指摘を受けた場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。

(報告)

第8条 実行委員会は、自らが行った標章使用の許可について本会に報告する義務を負う。

2 前項に定める報告は、報告書の提出により行う。

3 本細則又は許可内容に違反して許可を取り消されたものについても当該報告書に記載することとする。

4 第2項に定める報告書は、実行委員会が開催する国民体育大会が終了するまで単年度ごとに提出しなければならない。

附 則

- 1. この細則は国民体育大会標章等の使用許可権の委任に関する細則(平成19年4月1日より施行)を改定し、平成23年6月24日より施行する。
- 2. この細則は、平成24年6月21日から施行する。
- 3. この細則は、平成30年4月1日に改定し、同日から施行する。
- 4. この細則は、平成30年8月30日に改定し、同日から施行する。
- 5. この細則は、令和元年12月13日に改定し、同日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会 標章規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「本会」という。）が所有する標章（以下、「標章」という。）の管理・運営に関する基本的事項を定めるものであり、これにより我が国におけるスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 日本スポーツ協会マーク（図形）
- (2) Sports for All マーク（ロゴ）
- (3) スポーツ少年団マーク（図形）、スポーツ少年団S H I P S マーク（ロゴ）、スポーツ少年団アイキャッチャー（図形）
- (4) 国民体育大会（国体）に関係する標章（国民体育大会マーク（図形）、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク（図形）、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずるもの、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語）
- (5) 日本スポーツマスターズに関係する標章（日本スポーツマスターズマーク（図形）、「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずるもの、「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」を含む結合語又は造語、競技別ロゴマーク（図形））
- (6) 地域スポーツクラブ SC マーク（図形）
- (7) 日本スポーツグランプリ及び日本スポーツグランプリを含む結合語又は造語
- (8) 「フェアプレイで日本を元気に」 キャンペーンに関係する標章（マーク（図形）、マスコットキャラクター）
- (9) 公認スポーツ指導者マーク（ロゴ）
- (10) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (11) その他（1）乃至（10）に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章策定の目的)

第3条 標章は、国内外に対して、本会及び本会が実施する事業の周知や理解を得るために策定するものとする。

(標章策定・所有の原則)

第4条 標章は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 本会定款第4条及び第5条に記載された事業等に関連するものであること。
- (2) 第三者の権利を侵害していないこと。

(標章管理の原則)

第5条 標章の管理に際しては、本規程を遵守するほか、原則として、個別の標章毎に本規程に基づく使用規程等を定めるものとする。なお、当該標章が文字でないマーク等の場合は、デザインガイドラインを使用規程等に含めるものとする。

(標章使用の原則)

第6条 標章使用に際しては、前条による個別の標章毎の使用規程等に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 標章の定義
- (2) 使用手続き
- (3) 使用可能な対象者とその対象者に許諾する使用範囲
- (4) 使用に際して料金徴収をする場合はその基準

(商標登録)

第7条 次に掲げる要件のいずれかに該当する標章は、原則として、無体財産としての法的権利を保持することを目的に商標登録を行うものとする。

- (1) 当該標章を第三者が本会に無断で使用することを認めない場合
- (2) 当該標章を活用して本会がマーケティング活動を行う場合
- (3) その他商標登録をすべき事由が発生した場合

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

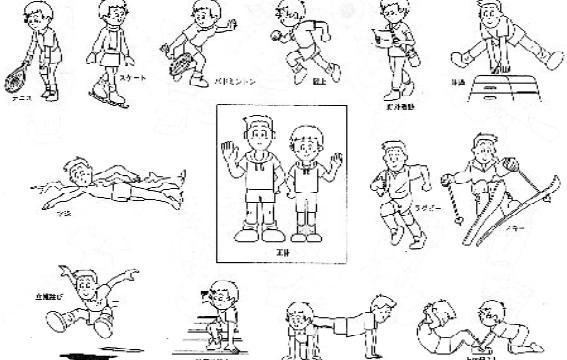
(附則)

1. 本規程は、平成22年12月3日から施行する。
2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. 本規程は、平成23年7月12日から施行する。
4. 本規程は、平成24年3月14日から施行する。
5. 本規程は、平成24年6月6日から施行する。
6. 本規程は、平成30年4月1日から施行する。
7. 本規程は、平成31年4月24日から施行する。

【参考資料】

本規程第2条（定義）における図形、ロゴについては、以下の通りとなる。

(1) 日本スポーツ協会マーク	(2) Sports for Allマーク	(3) スポーツ少年団マーク	(3) スポーツ少年団SHIPSマーク	(3) スポーツ少年団アイキャッチャー	(4) 国民体育大会マーク
					
(6) 日本スポーツマスターズマーク	(7) 地域スポーツクラブSCマーク	(9) フェアプレイメーク	(9) フェアプレイマスコットキャラクター	(10) 公認スポーツ指導者マーク	
					

(3) スポーツ少年団アイキャッチャーバリエーション
 

(5) 競技別ロゴマーク



国民体育大会企業協賛に関するガイドライン

1. 協賛実施の趣旨

「国体改革2003」の提言を踏まえ、国民体育大会（以下「国体」という。）の活性化と開催地の財政負担軽減のため、国体協賛を実施する。

民間活力を導入することにより、財政負担の軽減はもとより国民に対する国体の認知度向上、国体のブランド価値の向上を図っていくこととする。

2. 実施体制

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）と開催地都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）が連携・協力のもと、大会ごとに実施する。

3. 協賛概要

日本スポーツ協会及び開催県実行委員会（以下「両当事者」という。）が協議の上、大会ごとに協賛メリット・協賛カテゴリー等「国民体育大会協賛概要（特典一覧）」（以下「協賛概要」という。）を決定することとする。

協賛カテゴリーは、トップカテゴリーを「カテゴリーA」とし、以下ランク順に「カテゴリーB」「カテゴリーC」とする。

また、「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」のカテゴリーを設定する。

4. 協賛の募集について

- (1) 両当事者がそれぞれ募集活動を行うものとする。
- (2) 日本スポーツ協会は、協賛概要に示すカテゴリーAを対象に募集活動を行なう。
- (3) 開催県実行委員会は、協賛概要に示すすべてのカテゴリーを対象に募集活動を行なう。ただし、カテゴリーAについては日本スポーツ協会の協賛社等を優先することとする。
- (4) 募集活動を行うにあたっては両当事者が事前に協議することとする。

5. 協賛募集期間

両当事者の協議により決定する。

6. 協賛権利期間

両当事者の協議により決定する。

7. 協賛契約及び協賛金管理業務

原則として両当事者はそれぞれが獲得した企業等と契約する。また、協賛金についてもそれぞれが管理する。

なお、両当事者はそれぞれが獲得した協賛社等との契約内容をお互いに遵守するための契約を結ぶこととする。

8. 協賛金の使途

- (1) 大会開催運営経費に充当する。
- (2) 日本スポーツ協会は国体の認知度向上、国体のブランド価値向上のための全国的PRの経費及び協賛概要に示すカテゴリーAの協賛特典を担保するための経費に充当する。
- (3) 開催県実行委員会は国体開催の機運を盛り上げるための開催地都道府県内PR経費及び協賛概要に示すカテゴリーB、Cの協賛特典を担保するための経費に充当する。
- (4) 日本スポーツ協会は開催県実行委員会に対し、協賛概要に示すカテゴリーBの1社あたりの協賛金を上限に、獲得したカテゴリーAの協賛社数に乘じた額を協賛金交付金として交付する。
- (5) 開催県実行委員会が協賛概要に示すカテゴリーAの協賛社を獲得した場合、開催県実行委員会は日本スポーツ協会に対し、カテゴリーAとカテゴリーBの1社あたりの協賛金額の差額分を上限に、獲得したカテゴリーAの協賛社数に乘じた額を協賛金交付金として交付する。
- (6) 協賛金交付金額については、両当事者間において協議のうえ決定する。
- (7) 日本スポーツ協会が「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」の協賛社を獲得した場合、開催県実行委員会に対し1競技会あたりの協賛金の2分の1の額、当該中央競技団体に対し協賛金の10分の1の額を協賛金交付金として交付する。
- (8) 開催県実行委員会が「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」の協賛社を獲得した場合、日本スポーツ協会に対し1競技会あたりの協賛金の2分の1の額を協賛金交付金として交付する。

9. 広告掲出にあたっての原則

- (1) 国体では、国体協賛社等以外の広告等の掲出（露出）は原則として禁止する。
- (2) 政治的、人種的または宗教的な内容の広告、公序良俗に反する内容の広告、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れがある内容の広告は禁止する。

10. 国体標章の取り扱いについて

両当事者は、互いに協力して国体標章の無断使用、不適切な使用等がないよう管理し、国体標章のブランド価値向上に努める。

11. その他

上記以外の国体協賛に係る新たな事項や課題並びに開催県実行委員会からの要望等については、日本スポーツ協会国体委員会等関係委員会並びに開催県実行委員会で検討・協議し、互いに解決に向け努力するものとする。

本ガイドラインは、平成22年12月16日に制定し、第69回本大会から施行する。

本ガイドラインは、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から改定する。

本ガイドラインは、平成27年6月11日に改定する。

本ガイドラインは、平成30年4月1日に改定する。

国民体育大会公開競技における企業協賛について

第70回大会(2015年)以降の国民体育大会公開競技において、公開競技実施中央競技団体が実施する企業協賛については、以下に定める事項に基づき、事前に実施計画書を公益財団法人日本スポーツ協会に提出し、承認を得た上で実施することができる。

1. 協賛カテゴリー

協賛カテゴリーについては、公開競技実施中央競技団体が定めることができる。

2. 協賛特典

協賛特典の内容については、日本スポーツ協会と事前に協議すること。

3. 協賛社の呼称

日本スポーツ協会と開催県実行委員会が共同で実施する企業協賛制度において定める呼称(国体パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤー、大会協力企業等)の使用はできないこととする。

なお、呼称については、日本スポーツ協会と事前に協議すること。

4. 協賛社の調整

協賛社の募集にあたっては、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が共同で実施する企業協賛制度の対象企業・団体と競合または、重複することが想定されることから、日本スポーツ協会及び開催県実行委員会と事前に協議すること。

5. 協賛社との契約

協賛社との契約は、公開競技実施中央競技団体が行うこと。

(附 則)

平成24年8月29日に制定し、第70回大会より施行する。

平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。

国民体育大会記録情報処理要項

1 目的

国民体育大会における競技成績等記録の情報処理を適切に行い、円滑に発表するために本要項を定める。ただし、冬季大会については本要項の対象としない。

2 記録業務

第1項に定める目的を達成するための業務全般を記録業務といい、以下の業務を行うものとする。

(1) 記録本部の設置

開催都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）は、記録本部を設置する。

(2) 記録情報の収集

開催県実行委員会は、中央競技団体等と連携し、競技成績等の記録を迅速に各競技会場より記録本部に収集する。

(3) 記録情報の発表

(a) 開催県実行委員会は、記録情報を次の事項毎に分類し、報道関係機関及びインターネット上に発表する。ア（競技結果のみ）、イ、カ（天皇杯・皇后杯得点のみ）、クについては、携帯電話等でも閲覧可能な形式とする。

ア 競技日程・競技結果

イ 都道府県別競技結果

ウ トーナメント表

エ 決勝記録一覧

オ 新（タイ）記録一覧

カ 総合成績一覧

・ 天皇杯・皇后杯得点

・ 競技別総合成績

・ 競技別種別得点

・ 季別総合成績

キ プログラム訂正・連絡物

ク お知らせ

ケ 翌日の対戦組み合わせ等

コ その他開催県が必要とする事項

(b) 競技結果に関する情報は、原則として競技団体による記録の提供から30分程度で発表する。

(4) 総合成績の算出、帳票作成

開催県実行委員会は、総合成績の算出を行い、次の帳票を作成する。

- | | |
|----------------------|---------|
| ア 天皇杯・皇后杯総合得点一覧表 | 【様式例 1】 |
| イ 男女総合成績（天皇杯得点）一覧表 | 【様式例 2】 |
| ウ 女子総合成績（皇后杯得点）一覧表 | 【様式例 3】 |
| エ 男女総合成績（天皇杯参加得点）一覧表 | 【様式例 4】 |
| オ 女子総合得点（皇后杯参加得点）一覧表 | 【様式例 5】 |
| カ 競技別男女総合成績一覧表 | 【様式例 6】 |
| キ 競技別女子総合成績一覧表 | 【様式例 7】 |
| ク 種目別得点集計表 | 【様式例 8】 |

(5) 成果物

- (a) 開催県実行委員会は、第2項(3)-(a)に定める記録情報の成果物を大会終了後、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）との協議により決められた期間内に日本スポーツ協会へ提出する。
- (b) 開催県実行委員会は、第2項(4)において作成した帳票を大会終了後、日本スポーツ協会へ速やかに提出する。

(6) 大会終了後の記録の公開

開催都道府県は、日本スポーツ協会との協議に基づき大会終了後一定期間、競技成績等記録の情報をインターネット上に引き続き公開する。

3 国民体育大会記録情報処理システムの指定

- (1) 第1項に定める目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア及び運用・管理等を含め構築されたものを国民体育大会記録情報処理システム（以下「国体記録システム」という。）という。
- (2) 日本スポーツ協会は、開催県実行委員会における記録業務が安定的かつ円滑に行われるよう、外部の第三者に依頼してシステムの評価を行い、その報告を受けて国民体育大会委員会において業績、性能、安定性、経済性等を総合的に判断し、優秀なシステムを国体記録システムとして指定する。
- (3) 開催県実行委員会は、日本スポーツ協会が指定した国体記録システムを用いて記録業務を行うものとする。
- (4) 国体記録システムの指定に関しては、別紙「国民体育大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」に基づき行うものとする。

4 その他

本要項は、必要に応じ見直すものとする。

<附則>

- (1) 本要項は、平成19年3月7日に制定、同日より施行する。
- (2) 本要項は、平成20年8月27日に改定、同日より施行する。
- (3) 本要項は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- (4) 本要項は、平成30年4月1日に改定、同日より施行する。

大会参加得点の考え方について

1. 大会参加の考え方

大会主催者が、開催都道府県の定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点で「本大会及びブロック大会に参加したもの」とみなす。

2. 参加得点の考え方

大会主催者は、参加申込書を受理し、参加者として確定した時点で、都道府県に対して参加得点を与える。

3. 参加得点の処理

(1) 参加得点の処理は、大会主催者である次の者が行う。

- 1) ブロック大会：ブロック大会開催都道府県体育協会
- 2) 本 大 会：公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）

(2) ブロック大会を経て本大会に出場する種別・種目については、次のように取り進める。

- 1) ブロック大会開催都道府県体育協会は、ブロック大会への都道府県の参加状況について所定の様式に取りまとめの上、指定する期日（本大会参加申込締切 1 週間前）までに日本スポーツ協会へ提出する。

- 2) 日本スポーツ協会は、提出されたブロック大会への都道府県の参加状況を本大会開催都道府県及び中央競技団体に報告する。

- 3) 日本スポーツ協会及び中央競技団体は、ブロック大会への都道府県の参加状況を確認の上、参加得点を与える。

ただし、参加申込締切時において、ブロック大会を経て本大会の出場権を獲得しながら本大会に参加しなかった場合は参加得点を与えない。（開催基準要項細則第 5 項）

(3) 都道府県予選会を経て本大会に出場する種別・種目については、参加資格等を確認の上、参加者として確定した上で、日本スポーツ協会及び中央競技団体がその参加状況により参加得点を与える。

4. 競技会の棄権と参加得点等

大会主催者が参加申込締切時において参加者を確定してから、競技初戦までの間において競技会を棄権した場合、当該都道府県の参加得点等については次のとおり取り扱う。

(1) 当該競技において、当該都道府県がたとえ他の種別・種目に参加していても、次回大会における男女総合成績及び女子総合成績より当該競技参加得点を減算する。

ただし、当該競技の種別・種目において獲得した競技得点は与える。

(2) 上記に関わらず、やむを得ない理由により、当該都道府県において競技会参加に棄権が生じた場合、次の 1) 又は 2) の手続きにより、次回大会における参加得点を与える。

- 1) 各競技団体が定める選手交代（変更）手続き時までにおいて、棄権が生じた際の手続き

当該競技団体が定める所定の選手交代（変更）手続き時において、交代する選手がなく、選手又はチームが棄権となった場合の手続きは、次のとおりとする。

- ①当該競技の監督は所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、当該競技団体が定める所定の手続きを行う。
- ②当該競技団体は、提出された棄権に伴う「選手交代（変更）届」の写しを大会終了後 2 週間以内に、大会委員長へ提出する。
- ③大会委員長は、提出された競技会の棄権理由の妥当性について、国民体育大会委員会において審議の上、決定する。

2) 競技初戦において、棄権が生じた際の手続き

当該競技団体が定める所定の選手の交代（変更）手続き等の終了後から競技初戦までの間において、選手又はチームが競技会に参加しなかった場合は次のとおりとする。

- ① 参加選手団は次の（ア）及び（イ）の手続きを速やかに行う。
 - (ア) 当該競技の監督は、所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、所定の「競技会棄権届」にその理由を明記し、当該競技者が出場しようとする競技の初戦翌日までに当該競技会責任者へ提出する。
 - (イ) 当該競技の監督より連絡を受けた当該都道府県の連絡責任者は、その内容を別に定める「競技会棄権届提出一覧」に取りまとめ、「競技会棄権届」の写しとともに大会終了後 2 週間以内に大会委員長へ提出する。
 - ② 大会委員長は、提出された競技会の棄権理由について、国民体育大会委員会において審議の上、妥当と認められた場合は、大会に参加したものとみなし、参加得点を与える。
- (3) 上記（2）-1) あるいは-2) の手続きにおいて、当該都道府県の当該競技会参加者が皆無となった場合には、国民体育大会委員会において棄権理由を審議の上、妥当と認められた場合は、大会に参加したものとみなし、参加得点を与える。
- (4) 当該選手団は、上記（2）、（3）の国民体育大会委員会において審議された結果に対して異議のある場合は、日本スポーツ仲裁機構に上訴することができる。
- ただし、上訴に係る費用は当該選手団において負担するものとし、上訴期間は 2 週間以内とする。

5. その他

参加資格に係る違反及びアンチ・ドーピング規則に対する違反に係る参加得点の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(84 頁)によるものとする。

附則

この考え方は、平成 18 年 4 月 12 日に制定し、第 61 回本大会から適用する。

この考え方は、平成 20 年 4 月 25 日に改定し、同日から適用する。

この考え方は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。

この考え方は、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から適用する。

この考え方は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日から適用する。

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程

第1章 総則

第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国体開催基準要項細則第3項に係る違反
※「参加」とは参加申込締切時にエントリーしていることをいう。
※「出場」とは競技会に出場することをいう。
- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反

第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図のあるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育・スポーツ協会「以下「都道府県体協」という」及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほかに、別途処分を課すことができる。

第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該者及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。
 - (1) 競技会開始前及び終了後
国民体育大会委員会委員長（以下、「国体委員長」という。）並びに国体委員長が指名した者（若干名）とし、議長の任は国体委員長があたるものとする。
 - (2) 競技会期間中
大会委員長（国体委員長）並びに大会委員長が指名した総務委員（若干名）とし、議長の任は大会委員長があたるものとする。
2. 聽聞会において、当該者及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への出場については、国体委員長が本規程第5条に基づき決定する。

第5条 参加資格違反に関する処分

1. 故意または重大な過失による違反の場合

(1) 競技会開始前及び期間中

1) 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。

また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに出場を中止させる。

2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加・出場できることとする。

3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。

4) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

1) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加・出場禁止処分とする。

b. 次順位の選手の参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加・出場できることとする。

c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の出場は認めないものとする。

2) 団体競技

a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加・出場禁止処分とする。

b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に出場できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。

c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、出場できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加・出場できることとする。

- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場は認めないものとする。
- (2) 競技会期間中
- 1) 個人競技
 - a. 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させ、成績を抹消する。
 - b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
 - c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の出場を直ちに中止させる。
 - 2) 団体競技
 - a. 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。
 - b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
 - c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に出場できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
 - d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場を直ちに中止させる。
- (3) 競技会終了後
- 当該者については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。
ただし、成績は訂正しないものとする。

第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、JADA 及び日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加・出場については、国体委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該者・チームの参加に関する処分

- (1) 当該者・チームの当該大会の出場、及び次回大会以降の参加・出場の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

2. 成績に関する処分

規律パネルの決定に従い、当該者・チームの成績を抹消する。

なお、当該大会の他の種目等において、当該者及び当該者が構成員となっているチームの成績が発生している場合は、その処分について国体委員会において審議の上、決定する。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に出場できるものとする。

第10条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
2. 当該者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの国体における成績は抹消する。

第4章 競技順位等の取り扱い

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会出場（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
 - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
 - (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該者（チーム）に賞状を授与する。
 - (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

第5章 上訴

第12条 上訴

国体委員会の最終的な処分決定に対し、当該者及び当該者の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第6章 その他

第13条 その他

1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。

2. 参加資格違反については、違反した当該大会から 1 大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
3. 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体と協議の上、国体委員会において決定する。

第 14 条 規程の変更

この規程は、国体委員会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成 20 年 4 月 25 日より施行する。
※ 本規程は、「国民体育大会 ドーピング防止規則に対する違反に関する制裁措置等取り扱い規則（平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成 19 年 3 月 7 日制定）」を統合・整理したものである。のことにより、上記規則、規定は廃止する。
2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
3. 本規程は、平成 23 年 12 月 15 日一部改訂し、同日から施行する。
4. 本規程の平成 23 年 12 月 15 日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第 5 条の 2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成 24 年 3 月 22 日国体委員会決定）。
5. 本規程は、平成 27 年 3 月 12 日一部改定し、同日から施行する。
6. 本規程は、平成 28 年 6 月 17 日一部改定し、同日から施行する。
7. 本規程は、平成 29 年 12 月 15 日一部改定し、同日から施行する。
8. 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日一部改定し、同日から施行する。
9. 本規程は、令和 2 年 3 月 12 日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本スポーツ協会

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加・出場禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 以下に該当する場合は、1大会の参加・出場禁止とする。

- (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
- (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）
- (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。

2. 上記1に該当しない場合は、2大会の参加・出場禁止とする。

3. その他

- (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加・出場禁止期間を決定する。
- (2) 「1大会の参加・出場禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。

※ 「例外適用」の対象者

- ① 新卒業者
- ② 結婚又は離婚に係る者
- ③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ）
- ④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ）
- ⑤ JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ）

附記

1. 本取り扱いは、平成24年3月22日より施行する
2. 本取り扱いは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
3. 本取り扱いは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。
4. 本取り扱いは、令和2年3月12日一部改定し、同日から施行する。

本規程第2章 参加資格違反に関する処分内容一覧

項目		競技会開始前	競技会期間中	競技会終了後
故意 又は 重大な過失	当該者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該大会への出場を直ちに中止させる。 ➢ 当該者の成績をすべて抹消する。 ➢ 国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。 ➢ 当該大会における当該者の成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。[個人競技]
	所属チーム（団体競技の場合） 並びに、所属都道府県体育・スポーツ協会及び中央競技団体	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該所属チームについても直ちに出場を中止させる。 ➢ 当該競技者所属チームの成績をすべて抹消する。 ➢ 当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育・スポーツ協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育・スポーツ協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。 ➢ 当該大会における当該チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。[団体競技]
過失	全般	処分内容については、当該者及び当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育・スポーツ協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。		
	個人競技	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該大会を含む2大会以内の参加・出場を認めない。 ➢ 次順位の競技者の参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の競技者が参加・出場できることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該大会への出場を直ちに中止させ、成績を抹消する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該者については、違反が判明した大会以降に開催される2大会以内の、国体への参加は認めない。 ➢ 成績は訂正しないものとする。
	団体競技	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該者の当該大会を含む2大会以内の参加・出場を認めない。 ➢ 当該所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に出場できるものとする。 ➢ 当該者の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、出場できない際には、当該ブロック内における次順位のチームの参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加・出場できることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。 ➢ 当該所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技することができる。 ➢ 成績も認めるものとする。 	

国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

1 基本方針

- (1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な連係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

(1) 中央競技役員

競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。

(2) 県内競技役員

開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。

(3) 近県競技役員

上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本スポーツ協会と開催県が協議し、決定する。

(1) 交通費

原則として、自宅最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。

算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。

(2) 宿泊料金

各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。

期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。

(3) 諸費用

競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本スポーツ協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。

期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

4 競技役員の役職名及び人数

国体開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

<附則>

昭和 53 年 11 月 7 日	制定
昭和 59 年	第 1 次改定
平成 24 年 6 月 1 日	第 2 次改定
平成 27 年 6 月 11 日	第 3 次改定
平成 29 年 3 月 2 日	第 4 次改定
平成 30 年 4 月 1 日	第 5 次改定
令和 2 年 10 月 15 日	第 6 次改定

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民体育大会の競技運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。

各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

(1) 陸上競技

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	1			
総務員	8		1	
J T O	3	トラック、跳躍、投てき	3	
技術総務員	2			
上訴審判員	5		3	
審判長	4	トラック、跳躍、投てき、招集所		
競技進行係	4		1	
番組編成員	3	主任1		
アナウンサー	8	〃 1	1	
大型映像係	4	〃 1		
報道係	11	〃 1	1	
ミックスゾーン係	9	〃 1		
記録・情報処理員	16	〃 1		
印刷係	3	〃 1		
場内指令	20	〃 1		
会場管理	5	〃 1		
N F R	1		1	
D C O	5			JADA派遣
シャペロン	6	主任1		
競技者係	23	〃 1		
役員係	5	〃 1		
補助員係	2	〃 1		
来賓・観察員受付	4	〃 1		
庶務係	18	〃 1	2	
庶務員	7	〃 1		
医務係	2	〃 1		
救護係	5			
式典表彰筆耕係	11	主任1	2	
入賞者管理係	5	〃 1		
公式計測員	1	〃 1		
用器具係	13	〃 1		
風力計測員	9	〃 1		
練習会場係	20	〃 1		
写真判定員	11	〃 1		
監察員	34	〃 1		
監視カメラ係	2	〃 1		
競歩審判員	10	〃 1	5	
スタートー	13	〃 1		
出発係	25	〃 1		
衣類運搬係	9	〃 1		
周回記録員	18	〃 1		
跳躍審判員	40	〃 1		
投てき審判員	33	〃 1		
光波計測員	3	〃 1		
総合得点係	2	〃 1		
トレーナー	5		5	
合計	448		25	

(2) 水泳

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈各種目共通〉				
競技会役員	10	長1 副1	長1 副1	
上訴審判	4		4	
総合成績計算委員	3		3	
総務	1		1	
役員長	1		1	
〈競泳〉				
審判長	1		1	
副審判長	3		1	
機械審判	1		1	
出発合図員	4	主任1	主任1	
泳法審判員	10	〃1	〃1	
折返し監察員	44	主任1 副1	〃1	
記録員	10	主任1		
コンピューター操作員	3	〃1		
計時員	30	〃1		
速報員	10	〃1		
招集員	10	〃1		
通告員	4	〃1	主任1	
賞典員	8	〃1		
場内司令	1			
会場係	10	主任1		
得点係	2			
音響係	2			
報道担当員	2		1	
広報	2		1	
競技役員係	2			
競技会総務	2		1	
監視救護員	6			
競技進行	1		1	
〈飛込〉				
競技総括	1		1	
審判長	1		1	
副審判長	2		1	
審判員(ブロック)	10		7	
競技進行	1		1	
通告員	4			
機械記録員	4			
記録員	10	主任1		
速報員	3			
種目・得点表示員	1			
報道担当員	2			
招集員	2			
賞典員	2			
場内司令	2			
映像・音響	2			
受付員	2			
競技会総務	10		1	

(2) 水泳

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<水球>				
水球委員長	1		1	
審判員	12		12	
デレゲート	2		2	
ゴールジャッジ	8	主任1		
タイムキーパー	8	" 1		
セクレタリー	14	" 1		
通告員	2	" 1		
戦評筆耕員	3	" 1		
データ分析	4			
招集・誘導員	3	主任1		
記録・速報員	5	" 1		
音響員	2	" 1		
映像員	2	" 1		
賞典員	4	" 1		
受付接待係	4	" 1		
場内司令	5	" 1		
センターリング員	2	" 1		
得点掲示員	8	" 1		
総務員	4	" 1	2	
<アーティスティックスイミング>				
審判長	1		1	
審判員	10		8	
テクニカルアシスタント	3			
記録員	6	主任1	1	
コンピューター係員	5			
採点確認員	6			
通告員	2			
計時員	2			
音響係員	1			
伴奏係員	1			
招集員	3			
速報員	2			
映像係員	3			
受付係員	3			
会場係員	6			
賞典員	2			
総務員	8			
場内司令	2			
<オープンウォータースイミング>				
審判長	1		1	
レフリー（男子）	2	主任1	主任 1	
レフリー（女子）	2	" 1	" 1	
スタートー	1		1	
着順審判員	3		1	
ターンジャッジ	4			
計時担当員	3	主任1		
コース担当員	1		1	
招集担当員	4			
通告担当員	2			
公式記録員	1			
安全担当員	5		1	JLAから4名
医事救護員	2	医師1 看護師1		
総務	(1)		(1)	着順審判員兼務
受付	2 (5)			ナンバリング、水着確認、爪確認を含む 招集担当員、公式記録員兼務
式典	(3)			通告担当員、公式記録員兼務
合計	438		68	

※JLAとは、「内閣府特定非営利活動法人日本ライフセービング協会」の略称

[第4項別紙]

(3) サッカー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	61	長1 副4 マッチコミッショナー20 マッチコミッショナー付20 会場長8 副会場長8	長1 マッチコミッショナー 20	
審判委員	103	長1 副2 インストラクター12 中央派遣32 開催県・近隣56	長1 副1 インストラクター 10 中央派遣 30	
審判運営担当	50	長1 副2		
規律・フェアプレー委員	3	(長1)	(長1)	
医事委員	3	長1		
技術運営担当	20	〃1		
記録報道委員	72	長1 副2	長1	
総務委員(本部)	16	〃1 〃2		
会場総務委員	32	〃1 〃2		
放送委員	16	長1		
得点計時委員	8	〃1		
総合成績計算委員	3	〃1	長1	
合 計	387		65	

(4) スキー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
組織委員	12	長1 副2~3	長1 副2 員5	
総合成績計算委員	5	長1 副1	長1 副1	
技術代表(TD) アシスタント技術代表	7	ジャンプ:TD1 アシスタントTD1 複合:TD1 アシスタントTD1 距離:TD1 アシスタントTD1 アルペン:TD1	7	
競技委員	8	長1 副1(4種目共)		
指名ジュリー	2	距離:2	2	
飛型審判委員及び 飛距離判定審判員	9	飛型審判員5 飛距離判定審判員4	5	
セクレタリー	3	ジャンプ 距離 アルペン:各1		
オペレーター	6	ジャンプ 距離 アルペン:各2		
ジャンプ台係	40	長1		
飛距離判定係	40	〃1		
計算係	71	ジャンプ 距離 アルペン:各長1 アルペンボイント委員1	アルペンボイント委員 1	
マテリアルコントローラー	1	アルペン:1	1	
庶務係	60	ジャンプ 距離 アルペン:各長1		
コース係	100	距離:長以下70 アルペン:長以下70		
会場係	45	ジャンプ 距離 アルペン:各長1		
医事係	9	ジャンプ 距離 アルペン:各3		
競技係長	2	アルペン:2		
主審	1	アルペン:1	1	
スタート審判	1	アルペン:1	1	
フィニッシュ審判	1	アルペン:1	1	
セッター	6	アルペン:男子コース3 女子コース3	長1	
旗門審判係	80	アルペン:長1		
合 計	509		30	

(5) テニス

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技本部	3	長1 副2		
総務委員	19	長1 副2	副1 員2	トレーナー1名含む
競技委員	9	〃1 〃4	副2	
進行委員	10	〃1 〃2		
記録報道委員	10	〃1 〃2		
会場委員	10	〃1 〃2		
審判委員	73	〃1 〃2		ロービング10名含む
JBSコントロール委員	12	〃1 〃2		
総合成績計算委員	2	長1	長1	
合 計	148		6	

[第4項別紙]

(6) ボート

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数		備考
競漕委員	7	長1	長1 員3		
審判員	33	〃1	長1 員10		
総務委員	15	〃1			
記録委員	15	〃1			
水路委員	12	〃1			
配艇委員	15	〃1			
放送委員	3	〃1			
計測委員	5	〃1	長1	員2	
式典委員	5	〃1	1		
総合成績計算委員	3	〃1	1		
審判艇係	7	〃1			
合 計	120		20		

(7) ホッケー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数			備考
競技委員	11	長(TD)1 副(TO)5 ジャッジ(J)5	TD1 TO5 J5			
審判員	22	アンバースイマネージャー(UM)2	UM2 員20			
総務員	7	〃1 〃1				
放送係	4					
競技進行係	2					
招集係	2					
報道係	4					
記録係	5					
計時係	2					
競技場係	5					
得点係	2					
器具係	3					
記録送受信係	3					
総合成績計算係	4	長1	長1			
補助員係	3					
合 計	79		34			

(8) ボクシング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数		備考
大会委員長	1		1		
大会副委員長	(3)	(3)	(3)		兼務
DS	8	長1	8		
総務委員	2	長1	長1	員1	
審判員	25		員25		
技術員	1		1		
医事委員長	(1)		(1)		兼務
総括委員長	1				
競技総務委員	3	長1			
選手委員	5	〃1			
進行委員	5	〃1			山型板表示委員含む
報道委員	1	〃1			
医務委員	5	〃1			
計時委員	3	〃1			
対戦表示・得点掲示委員	3	〃1			
用具・グローブ・ボンディング委員	5	〃1			
施設・リング委員	1	〃1			
記録委員	1	〃1			
放送委員	5	〃1			
計量委員	6		3		
検診委員長	1				
練習会場委員	3				
総合成績計算委員	2	(長1)	(長1)		長:兼務
合 計	87		40		

[第4項別紙]

(9) バレーボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<6人制>				
全体総括	5		長1	
競技委員	24	長1 副5	長1 副2	
エントリー	14	主任5		
式典表彰	9	〃 3		
コート	23	〃 5		
記録報道	23	〃 5		
場内放送	10	〃 5		
練習会場	13	〃 5		
審判	60	長1 副5	長1 副3	
線審	14	主任5		
点示	14	〃 5		
記録	14	〃 5		
総務委員	24	長1 副5		
総合成績計算委員	3	長1	長(1)	(競技委員長兼務)
<ビーチバレーボール>				
全体総括	3		長1	
競技委員	18	副2	長1 副2	
エントリー	8	主任2		
式典表彰	12	主任3		
コート	20	主任4		
記録報道	20	主任4		
場内放送	6	主任2		
審判	53	副2	長1 副2	
線審	20	主任4		
点示	20	主任4		
記録	32	主任2		
総務委員	12	長1 副2		
成績計算委員	3	長1 副2		
合計	476		15	

[第4項別紙]

(10) 体操

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈競技〉				
競技統括	16	競技役員長、副役員長、総務部長、副部長、総務	6	
審判部	78	上級審判員、審判長、男子審判員、女子審判員	44	
競技部	15	部長、選手係長、招集誘導係、入退場係、音楽伴奏係		
進行部	15	部長、進行係長、放送係、時間係、音楽係		
記録部	30	部長、副部長、本部記録係長、本部記録係、会場記録係長、会場記録係、速報係長、速報係、公式掲示係、記録業務責任者、総合成績責任者、総合成績集計係		
会場部	20	部長、副部長、競技会場係長、競技会場係、サブ会場係長、サブ会場係、練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、式典表彰係		
受付部	14	部長、受付案内係長、受付案内係		
接待部	18	部長、接待係長、接待係、報道係長、報道係		
〈新体操〉				
競技統括	14	競技役員長、副役員長、総務部長、副部長、総務	4	
審判部	40	上級審判員、審判長、女子審判員、男子審判員	13	
競技部	15	部長、選手係長、招集誘導係、入退場係、音楽伴奏係、手具点検係		
進行部	10	部長、進行係長、放送係、時間係、音楽係		
記録部	26	部長、副部長、本部記録係長、本部記録係、会場記録係長、会場記録係、コンピュータ係、記録得点係、集票送票係、得点掲示係、速報係長、速報係、公式掲示係、記録業務責任者、総合成績責任者、総合成績集計係		
会場部	25	部長、副部長、競技会場係長、競技会場係、サブ会場係長、サブ会場係、練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、式典表彰係		
受付部	10	部長、受付案内係長、受付案内係		
接待部	14	部長、接待係長、接待係、報道係長、報道係		

[第4項別紙]

〈トランポリン〉				
競技統括	10	競技役員長、副役員長、総務部長、副部長、総務	5	
審判部	11	上級審判員、審判長、男女審判員	6	
競技部	10	部長、選手係長、招集誘導係、入退場係、音楽伴奏係、スポット係	3	
進行部	5	部長、進行係長、放送係、時間係、音楽係	1	
記録部	15	部長、副部長、本部記録係長、本部記録係、会場記録係長、会場記録係、コンピュータ係、記録得点係、集票送票係、公式掲示係、記録業務責任者、総合成績責任者、総合成績集計係、	3	
会場部	15	部長、副部長、競技会場係長、競技会場係、サブ会場係長、サブ会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、式典表彰係		
受付部	10	部長、受付案内係長、受付案内係		
接待部	10	部長、接待係長、接待係報道係長、報道係		
合 計	461		85	

(11) バスケットボール

役 員 名	総数	左 の 内 訳	中央からの派遣数	備 考
総務委員	45	長1 副7	長 1 副 1	
競技委員	35	〃1 〃5	〃1 〃1	
会場施設委員	39	〃1 〃5		
審判委員	85	〃1 〃4	長 1 副 1 員 32	
T O 委員	30	〃1 〃8	長 1	
記録・報道委員	55	〃1 〃6		
放送・式典委員	15	〃1 〃6		
総合成績計算委員	9	〃1 〃3	長 1 副 1	
合 計	313		41	

[第4項別紙]

(12) スケート

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総合成績計算委員	2		1	
<スピード>				
テクニカルコミッティー	3		1	
レフェリー	1			
アシスタントレフェリー	3		1	
スター	3		1	
アシスタントスター	2			
フィニッシュラインジャッジ	9	主任1		
フォトフィニッシュジャッジ	3	〃1		
チーフタイマー	2	電気1 手動1		
タイマー	10			
ラップスコアラー	4	主任1		
トラックジャッジ	7	〃1		
責任先頭判定員	9	〃1		
リレーボーン監察員	(8)			兼務
招集員	8	主任1		
記録員	5	長1		
バッジテスト員	1			
気象観測員	3			
総務	5			表彰員含む
アナウンサー	3	主任1		
製氷技術員	8			
<ショートトラック>				
テクニカルコミッティー	2		1	
レフェリー	1		1	
アシスタントレフェリー	4		4	
スター	2		2	
コンペチターズスチュワード	2		2	
ヒートボックススチュワード	2			
フォトフィニッシュジャッジ	2			
フィニッシュラインジャッジ	4	主任1		
タイムキーパー	4	〃1		
チーフラップスコアラー	1			
ラップレコーダー	1			
ビデオレコーダー	2			
記録員	3	主任1		
トラックスチュワード	8	〃1		
総務	4			
アナウンサー	2			
製氷技術員	8			
<フィギュア>				
競技委員	2	長1 副1		
技術員	2	〃1 〃1	1	
審判員	29	〃4 〃4	長4 副4 員21	
庶務	4	主任1		
報道	4	〃1		
電算	2	〃1		
音楽	2	〃1		
役員・選手係	4	〃1		
進行	2	主任1 副主任1		
記録計算	3			
放送計時	2			
会場施設	2			
合計	201		44	

(13) レスリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1 副2	
総務委員	10	〃1 〃3	長1 副1 員6	
審判委員	43	長1 副5 主任4 FILA1	〃1 〃4 〃31 (FILA 1)	FILA:兼務
計量委員	(43)	(長1) (副4)		審判員兼務
進行委員	6	長1 副1	長1 員2	
記録委員	8	長1 副1 本部2 マット4	〃1 副1	
放送委員	7	長1 副2		
印刷速報委員	10	〃1 〃2		
時計委員	6	〃1 〃1		
ビデオ撮影委員	4			
次番選手委員	7	長1 副2		
掲示委員	10	長1 副1 場内4 場外2		
連絡委員	2	長1 副1		
会場施設委員	6	〃1 〃1		
会場管理委員	6	〃1 〃1		
式典表彰委員	6	〃1 〃1		
救護委員	4	〃1 〃1		
報道委員	3	〃1 〃1	長1 員1	
総合成績計算委員	5	〃1 〃2	長1	
合 計	146		55	

(14) セーリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員会	3	長1 副2	1 1 副1	
レース委員会	7	長1 副1	長1 副1 員3	
レース委員会事務局	7	〃1 〃1	副1	
プロテスト委員	22	〃1 〃1	長1 副1 員13	
プロテスト委員会事務局	6	〃1 〃1	長1	
総務・報道部	20	〃1 〃2	副2	
計測・競艇部	12 (18)	〃1 〃2	〃1	兼務
記録部	10	長1 副1	副1	
通報部	10	〃1 〃1	〃1	
運行・通信部	15	〃1 〃1		
発着水路部 (A)	41	〃1 〃2	副1	
発着水路部 (B)	41	〃1 〃2	〃1	
海上安全部	26	〃1 〃1		
総合成績計算委員	(2)			兼務
合 計	220		31	

[第4項別紙]

(15) ウエイトリフティング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
ジュリー	12	フ レジ テン トシ ュリ-4	フ レジ テン トシ ュリ-2	
レフェリー	16			
コントローラー	8			
総務委員	13	長1 副4	長1 副1	
競技委員	2	〃1 〃1	〃1 〃1	
審判委員	2	〃1 〃1	〃1 〃1	
検量係	6			
公式記録員	3		3	
記録係	4	主任1		
記録掲示係	4	〃1		
アテンプドボード係	4	〃1		
計時係	4	〃1		
招集進行係	8	〃1		
放送係	6	〃1		
器具係	8	〃1		
選手係	4	〃1		
報道係	4	〃1		
救護係	4			
式典・表彰係	6	主任1		
救護員	2			
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合 計	123		12	

(16) ハンドボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	11	長1 副3	長1	
総務委員	11	〃1 〃2	〃1	
テクニカルデレゲート	15	長1	〃1	
審判員	35	長1 副2	長1 副1 員32	
裁定委員	(5)			兼務
総合成績計算委員	4	長1	長1	
記録員(本部)	6	主任1 副主任2		
記録速報委員	2			
記録速報掲示委員	2			
報道委員	3			
放送委員	3			
戦評委員	16			
コート委員	12	主任1 副主任1		
コート記録計時	6			
コート整備	6			
練習会場委員	11			
救護係員	8	主任1 副主任3		
合 計	151		38	

(17) 自転車

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
< トラック >				
総務委員	11	長1 副2	長 1	
連盟技術代表	1		1	
チーフコミッセール	1		1	
コミッセール・パネル	(3)		2	
判定員	1		1	
判定周回ビデオ操作員	1			
決勝審判員	6	主任1 副主任1	主任 1	
手動計時員	(6)	〃 1 〃 1	〃 1	
電子計時員	4	〃 1 〃 1	〃 1	
招集員	7	〃 1 〃 1	〃 1	
記録番組員	5	〃 1 〃 1	〃 1	
出発合図員	4	〃 1 〃 1	〃 1	
自走者コーラー	2			
周回打鐘員	5	主任1 副主任1	主任 1	
発走員	6	〃 1 〃 1	〃 1	
コーナー監察員	5	〃 1 〃 1	2	
通告員	2	〃 1 〃 1	主任 1	
自転車検査員	(7)	〃 1 〃 1	〃 1	
機材管理員	0	〃 1 〃 1		
賞典員	(2)	主任1		
場内監察員	0	主任1 副主任1		
救護員	0	主任1		
修理員	0			
広報員	1	主任1	主任 1	
ケイリン誘導員	2	主任1 副主任1		
走路補修員	1	主任1		
総合成績計算委員	(2)	長1	長 1	
< ロード > 65				
総務委員	11	長1 副2	(長 1)	
連盟技術代表	1		(1)	
チーフコミッセール	1		(2)	
コミッセール・パネル	(3)	成年長1 少年長1	(2)	
決勝審判員	3	主任1 副主任1	(主任 1)	
手動計時員	(3)	〃 1 〃 1	(〃 1)	
電子計時員	4	〃 1 〃 1	(〃 1)	
招集員	3	〃 1 〃 1		
記録番組員	3	〃 1 〃 1	(主任 1)	
出発合図員	1	〃 1 〃 1	(〃 1)	
周回打鐘員	1	〃 1 〃 1	(〃 1)	
通告員	2	〃 1 〃 1	(〃 1)	
自転車検査員	(3)	〃 1 〃 1	(〃 1)	
機材管理員	2	〃 1 〃 1		
賞典員	(2)	主任1		
場内監察員	4	主任1 副主任1		
救護員	5	主任1		
修理員	1			
広報員	9	〃 1		
移動車両審判員	15	〃 3	(主任 2)	
移動バイク審判員	21	〃 3	(〃 2)	
機材車担当審判員	8	主任1 副主任1		
関門審判員	1	主任3	(主任 1)	
関門計時記録員	2			
補給所審判員	3			
医務車担当審判員	1	主任1		
救護車担当審判員	1	〃 1		
選手収容員	1	〃 1		
自転車収容員	1	〃 1		
総合成績計算委員	(2)	長1	(長 1)	
合 計	170		20	

※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース両種目の役職を適宜兼務する。

※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース両種目の役職を適宜兼務する。

[第4項別紙]

(18) ソフトテニス

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	8	長1 副2	長1 副1	
審判委員	68	〃1 〃3	〃1 〃1	
総務委員	8	〃1 〃3	副2 員1	
進行委員	10	〃1 〃2		
記録委員	10	〃1 〃2		
報道委員	7	〃1 〃1	長1	
施設委員	7	〃1 〃1		
放送委員	3	〃1 〃1		
オーダー受付委員	5	〃1 〃1		
練習コート委員	6	〃1 〃1		
式典委員	5	〃1 〃1		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	140		9	

(19) 卓球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1	
審判委員	53	〃1 〃2	長1 副2	
進行委員	17	長1 副2~3	〃1 〃1	
記録委員	6			
報道委員	10	長1 副1	長1	
涉外委員	3	〃1 〃1		
総合成績計算委員	3	〃1 〃1	長1	
総務委員	8	長1 副1~2	長1	
庶務委員	5	長1 副1		
会場委員	10	長1 副1~2		
受付接待委員	5	長1 副1		
式典委員	3	〃1 〃1		
オーダー委員	5			
招集委員	5			
送受信員	5			
会場用具委員	4			
放送委員	3			
練習会場委員	1			
合計	149		9	

(20) 軟式野球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	29	長1 副7	副1 員6	
審判員	70	〃3 〃7	長1 副1 員4	
総務委員	15	〃1 〃2		
会場委員	24	主任6		
記録送受員委員	8	〃2		
記録員	18	〃6		
点示委員	6			
放送員	6	主任6		
報道委員	6			
練習会場委員	12	主任6		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
スコアボード委員	12			
合計	209		14	

(21) 相撲

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
実行委員	5	長1 副1	3	
総務委員	12	〃1 〃4	2	
競技委員	2	〃1 〃1	2	
審判長	1		1	
副審判長	7		3	
審判	40	幹事3 主審6 副31	7	
極り手委員	2	長1	1	
抽選委員	4	長1		
式典・表彰委員	5			
進行委員	3			
放送委員	6			
記録委員	8			
掲示委員	7			
招集委員	5			
選手委員	4			
土俵委員	6			
庶務委員	2			
報道委員	2			
医務委員	2	長1	1	
会場委員	4			
総合成績計算委員	3	長1	1	
合計	130		21	

(22) 馬術

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技運営委員	8	長1 副1	長1 副1 員5	
上訴委員	3	長1	長1 員2	
障害馬術競技技術代表	1		1	
障害馬術競技審判員	6	長1	長1 審判5	
馬場馬術競技技術代表兼審判長	1		1	
馬場馬術競技審判員	5		5	
コースデザイナー	4	デザイナー1 アシスタント3	デザイナー1 アシスタント1	
コースビルダー	21	自衛隊隊員		
スチュワード	20	チーフ1	チーフ1 スチュワード4	
獣医師団	2	長1 員1	長1 員1	
総務委員	28	長1		
競技進行委員	37	長1 C B4		
競技施設委員	17	主任1		
記録計算委員	22			
記録報道委員	2			
アナウンサー	5	チーフ1		
セクレタリー	5			
馬事委員	9			
救護委員	1			
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	200		33	

[第4項別紙]

(23) フェンシング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副1 競技日程進行1	長1 競技日程進行 1	
技術委員	5		技術 5	
技術委員会事務局	11	局長1 次長2	長 1	
審判長	1		〃 1	
審判員	24		24	
ピスト委員	18	長1 副1		
競技運営委員	2	〃 1 〃 1	長 1	
総務委員	6	〃 1 〃 1		
用具委員	5	〃 1 〃 2		
用具検査官	1	検査官1	検査官 1	
記録委員	6	長1 副1	長 1	
報道委員	4	〃 1 〃 2	〃 1	
会場委員	8	〃 1 〃 1		
放送委員	3	長1		
医務委員	3	〃 1		
総合成績計算委員	2	〃 1	長 1	
合 計	102		38	

(24) 柔道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
審判員	31	長1	長 1 審判 24	
審判委員	6		6	
総務	5	主任1	主任 1 係 1	
審判係	4	〃 1		
競技進行	2	〃 1		
試合場統括	3			
時計	6	〃 1		
記録	9	〃 1		
掲示	7	〃 1		
選手	9			
放送	4	主任1		
計量	18	主任2 (男女各1)		兼務可
報道・速報	4			
会場	4			
式典	6			
救護	4	医師2 看護士2		
総合成績計算委員	3	長1	長 1	
合 計	125		34	

[第4項別紙]

(25) ソフトボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	9	長1 副8	副4	
総務委員	17	長1 副8 主任8	員2	
審判員	91	〃1 〃9 〃9	長1 副4	
記録員	51	〃1 〃9 〃9	長1 副4	
球場委員	40	主任8		
放送委員	9	長1 主任4 副主任4		
報道委員	24	主任4 副主任4		
式典委員	12	主任4		
接待委員	32			
練習会場委員	32	主任4		
総合成績計算委員	3	(長1)	(長1)	長:記録長兼務
合計	320		16	

(26) バドミントン

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	20	長1 主任1	長1	
総務委員	21	長1 副3 主任2	副1	
審判員	45	〃1 〃2 〃2	員10	
線審員	154	主任1		
進行	12	〃1		
会場	2	〃2		
記録	13	〃1		
シャトル	3	〃1		
点示	5	〃1		
掲示	3	〃1		
報道	1	〃1		
放送	2	〃1		
招集	7	〃1		
得点表示	4	〃1		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	295		13	

(27) 弓道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2		
競技運行委員	3	〃1 〃2		
審判員	21	〃1 〃2		弓具審判2含
総務委員	16	〃1 〃2	1	
射場主任	4			
記録委員	12	主任2		
掲示員	4	〃2		
放送員	6	〃2		
報道員	4	〃2		
送受信員	2	〃2		
進行員	14	〃2		
招集員	10	〃2		
会場員	21	〃1		
的前員	24	〃2		
総合成績計算委員	4	長1		
合計	148		1	

[第4項別紙]

(28) ライフル射撃

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<ライフル種目共通>				
上訴ジュリー	3		3	C P 兼務2名含む
競技委員	4	長1 副3	長1 副3	副:射場委員長兼務
総務	6		3	
総合成績計算委員	4	長1 班長1	長1 員1	
<50m射場>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1			
射場ジュリー	2		2	
射場係	6	長1 副2	長1	
審査ジュリー	1		1	10m射場兼務
審査係	9	長1 班長1		
記録計算係	2	班長1		
連絡発表係	1			
監的係	8	長1		
用具検査ジュリー	1		1	
用具検査係	10			10m射場兼務
<10m射場>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1			
射場ジュリー	2		2	
射場係	6	長1 副2	長1	
審査係	4	長1 班長1		
記録計算係	3	班長1		
銃器保管係	9	長1		50m射場兼務
連絡発表係	1			
<BR・BP射場>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1			
射場ジュリー	1		2	
射場係	3	長1 副1	長1	
審査ジュリー	1		1	
審査長	1			
記録計算係	2	班長1		
連絡発表係	1			
技術員	4	(BR)2 (BP)2		
用具検査ジュリー	1		1	
用具検査係	5			
<25m射場> C P				
上訴ジュリー	1		1	他ライフル兼務2名
総務係	5			
競技委員	1	(長1) 副1		長:ライフル兼務
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1			
射場兼標的線ジュリー	6		7	銃器検査兼務
射場係	3	長1 副2		
競技進行係	9			
採点係				
記録係	12			
第1配点係				
第2配点係				
記録集計係	2			
連絡発表係	1			
銃器管理係	3			
標的管理係	2			
合 計	154		33	

(29) 剣道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
会場長	1			
総務委員	20	長1 副2	2	
審判員	27	長1 主任2	27	
審判委員	6	主任2		
選手委員	6	〃 2		
時計委員	8	〃 2		
記録委員	8	〃 2		
採点掲示委員	6	〃 2		
標示委員	6	〃 2		
放送委員	5	〃 1		
速報委員	6	〃 1		
報道委員	3	〃 1		
計量委員	5	〃 1		
送受信委員	2	〃 1		
総合成績計算委員	3	長1		
合 計	112		29	

(30) ラグビーフットボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	20	長1 副3	副 2	
規律	10	〃 1 〃 3	長 1 副 2	
審判	18	〃 1 〃 2	〃 1 〃 1	
競技	10	〃 1 〃 2	副 1	
記録報道	8	主任3		
場内放送	10	〃 3		
会場	3	〃 3		
救護	10	主任3 (医師4)		
タッチジャッジ	20			
総合成績計算委員	6	長1	長 1	
合 計	115		9	

(31) スポーツクライミング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
本部役員	3	長1 副2		
競技委員	3	〃 1 〃 2	長 1 副 1	
総務委員	6		3	
総合成績計算委員	(3)	長1	(2) (兼務)	
審判	22	長1 副2 主任2	長 1 副 1 主任 2	
ルートセッター	9	主任2	主任 2 専任 7	
ピレイヤー	10			
ルート作業員	4			
通信・連絡員	5			
計測記録員	4			
医務員	4	医師1		
総務部	16	長1 副2		
競技部	20	〃 1 〃 2		
輸送・宿泊部	6	〃 1 〃 1		
合 計	112		18	

[第4項別紙]

(32) カヌー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<各種目共通>				
競技会会長	1		1	
審議会委員	3	長1	1	
競技会委員	4	〃1	1	
総合成績計算長	1		1	
<スプリント>				
競技会副会長	1		1	
審議会委員	4		0~2	スラローム・ワイルドウォーター兼務含む
競技会委員	3	副1		
総務部長	1		1	
総務部員	4		1	
記録員	6	主任1		
式典表彰員	3			
放送員	2			
報道員	2			
救助員	6			
医事員	2			医師・看護師
通信員	2			
審判部長	1		1	
発艇員	2	主任1	1	
整列員	2	〃1	1	
水路審判員	12	〃1	6	
決勝審判員	11	長1	1	
決勝記録員	10			
写真判定員	2			
検艇員	5	主任1	1	
配艇員	7	〃1		
水路施設員	2			
審判艇乗務員	6			
総合成績計算委員	2	長1	0~1	スラローム・ワイルドウォーター兼務含む
<スラローム・ワイルドウォーター>				
競技会副会長	1		1	
審議会委員	4		0~2	スプリント兼務含む
競技会委員	4	副1		
総務部長	1		1	
総務部員	4		1	
式典表彰員	4	主任1		
放送員	4	〃1		
救助員	14			
医事員	4			医師・看護師
審判部長	1		1	
ビデオ審判員	2		2	
発艇員	2	主任1	1	
発艇調整員	4			
区間審判員	11	主任1	3	
ゲート審判員	40	〃1		
決勝審判員	3	長1	1	
計時員	3			
集計主任	1		1	
集計員	4	長1		
記録員	4	〃1		
記録掲示	2			
検艇員	2	主任1		
技術部長	1		1	
安全主任	1		1	
コース管理	2	デザイナー1	1	
デモンストレーター	1		1	
通信員	2			
総合成績計算委員	2		0~1	スプリント兼務含む
合計	235		38	

[第4項別紙]

(33) アーチェリー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1 副1	
上訴委員	3	長1	長1	
総務委員	4	長1 副1 主任1		
報道係	3			
印刷配付係	3	主任1		
射場(会場)係	15	長1 副1 主任1		
計時・放送員	5	主任2		
DOS	2			
審判	30	長1 副2	長1 副1	
記録	3	長1 副1 主任1		
記録得点集計係	3	主任1		
記録掲示係	3	" 1		
総合成績計算委員	2	長1	長0~1	兼務含む
練習会場	12	長1 副1		
合 計	91		6	

(34) 空手道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	副1	
総務委員	10	主任1 副主任1	副主任1	
進行委員	5	" 1 " 1		
式典委員	5	" 1 " 1		
場内放送委員	4	" 1 " 1		
記録委員	6	" 1 " 1		
コート委員	29	主任1 副主任1 コート長8		
掲示委員	5	主任1 副主任1		
選手管理委員	20	" 1 " 1		
計量委員	6	" 1 " 1		
会場管理委員	14	" 1 " 1		
報道委員	4	" 1 " 1		
受付案内委員	5	" 1 " 1		
総合成績計算委員	4	" 1 " 1	長1	
審判委員	5	" 1 " 1		
演武委員	4	" 1 " 1		
審判	46	長1 副2	長1 副2 審判43	
合 計	175		49	

(35) アイスホッケー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	4	長1 副3	長1 副2	
フェリー委員長	1		1	
審判長	1		1	
審判員	50		20	
オフィシャル主任	6			
ゴールジャッジ	12			
スコアラー	18			
タイムキーパー	18			
ペナルティータイムキーパー	12			
放送係	6			
競技本部	9	長1 副2		
総合成績計算委員	2	長1	長1	
会場製氷主任	3			
合 計	142		26	

(36) 銃剣道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1	
総務委員	12	長1 副2 主任2		
審判員	16	長1	長1 員15	
進行委員	10	長1 副2 主任1	長1 副1	
標示委員	4	主任1		
計時	4	" 1		
記録	5	" 1		
掲示	7	" 1		
戦評	4	" 1		
速報・報道	4	" 1		
放送	4	" 1		
送受信	2	" 1		
会場	5	" 1		
用具計測	4	" 1		
総合成績計算委員	4	長1 主任1	長1	
合 計	88		20	

(37) クレー射撃

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
審査団	5	長1 員4	長1 員4	
競技委員	17	長1 副2	長1 審判員8	
競技進行委員	18	(トップ・スキート) " 2 " 2		
記録委員	24	長1 副2	長1 副1 員1	総合成績兼務
総務委員	16	" 1 " 1	" 1 " 1 " 1	涉外・式典表彰兼務
広報委員	5	長1	長1	
銃器保安委員	7	" 1	" 1	
射場整備委員	6	" 1	" 1	
倫理委員	3	長1 副1	長1 副1	
合 計	101		25	

(38) なぎなた

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務委員	13	長1 副1	長1 員3	
競技委員	2	" 1 " 1	副1	
審判員	21	長1 主任2	長1 主任2 員18	
選手委員	14			
時計	8			
記録	8			
標示	10			
採点掲示	10			
計量用具	9	主任1		
放送	3	" 1		
速報	6	" 1		
送受信	3			
報道	2	主任1		
総合成績計算委員	3	長1 主任1		
合 計	112		26	

[第4項別紙]

(39) ボウリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技役員長	1		1	
競技副役員長	3		1	
総務委員	12	長1 副2	1	
競技委員	12	〃1 〃2	3	
審判委員	25	長1 副2 主任4	1	
認証委員	8	〃1 〃1 〃2	1	
レーン認証委員	1		1	
記録委員	40	長1 副2	2	
広報委員	8	〃1 〃1	1	
賞典委員	8	〃1 〃1		
受付係	3	主任1 副主任2		
総合成績計算委員	6	長1 副1	1	
合計	127		13	

(40) ゴルフ

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技	12	役員長1 長1 副10	役員長1 長1 副4	
スタート・集計	30			
進行	30			
総務	25	長1 副6	長1 副3	
得点計算	17	〃1 〃3	〃1 〃1	
式典表彰	16	〃1 〃3	長1	
広報	7	〃1 〃6		
会場整理	6			
練習会場整理	3			
資料作成	6			
放送	6			
合計	158		13	

(41) トライアスロン

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技	13	長1 副2	長1 副1	
レースディレクター	2	〃1 〃1	1	
総務	4	〃1 〃1	長1	
審議	3			
技術	1	統括1	統括1	
審判	6	統括1 長2 副3	統括1	
チーフ・テクニカル・オフィシャル	1			
統括審判	1			
審判(スイム)	8	副1		
審判(バイク)	20	〃1		
審判(ラン)	11	〃1		
審判(トランジエ)	5			
審判(フィニッシュ)	2			
審判(計測)	2			
審判(エイド)	4			
スイム	3	長1		
バイク	4	〃1		
ラン	3	〃1		
補給	3			
計測・記録	2			
救護	4			
放送	4			
会場施設	1	長1		
運輸・駐車場	1	長1		
交通規制	3	長1		
合計	111		6	

(42) 高等学校野球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈硬式〉				
総務委員	21	長1 副2	長1 副2	
進行	4			
記録報道	4			
放送	2			
掲示	4			
球場	4			
式典表彰	1			
補助員担当	3			
チーム担当	6			
練習会場	4			
審判員	24	長1 副2		
〈軟式〉				
総務委員	15	長1 副1	長1 副1 員1	
進行	2			
記録報道	4			
放送	2			
掲示	5			
球場	5			
補助員担当	2			
審判委員	15	長1 副1		
合計	127		6	